

---

令和2年大和町議会12月定例会議会議録

---

令和2年12月3日(木曜日)

---

応招議員(18名)

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

---

出席議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都市建設課長	江 本 篤 夫 君
総務課長	千 坂 俊 範 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政策課長	千 葉 正 義 君	会計管理者 兼会計課長	吉 川 裕 幸 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
税 務 課 長	千 葉 喜 一 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	総 務 課 危機対策室長	児 玉 安 弘 君
子育て支援 課 長	小 野 政 則 君	税 務 課 徴収対策室長	遠 藤 眞起子 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	主 任	渡 邊 直 人
主 事	浅 野 真 琴		

議事日程〔別紙〕

---

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

---

午前9時59分 開 会

議 長 (高平聡雄君)

皆さん、おはようございます。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番宍戸一博君、2番児玉金兵衛君を指名します。

---

日程第2「一般質問」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。

4番佐藤昇一君。

4 番 (佐藤昇一君)

改めまして、おはようございます。通告により質問をさせていただきます。

街路樹の伐採を。私が住み始めた平成6年ごろは水のせせらぎの音が聞こえ、植栽のきれいな町並みでした。あれから26年が過ぎ、吉岡吉田線の街路樹が大きくなり手入れをしてもらっていますが、根が太くなり歩道がぼこぼこになりつまづきやすく歩きづらくなったと声をいただいております。また、葉が生い茂る季節には防犯灯光が遮られ暗いところもあります。

1つ目、大きくなり過ぎた街路樹をどのように対策していくか。

2つ目、平成27年と令和元年の水害時、吉岡南地区でも冠水しました。原因の一つに落ち葉が排水溝に詰まっていると聞いております。現在の状況をお願いいたしま

す。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。今日もよろしく申し上げます。

それでは、ただいまの佐藤議員のご質問でございますが、町道吉岡吉田線につきましては起点側であります国道4号線から宮交バス吉岡営業所付近までを昭和57年完成の吉岡土地区画整理事業におきましてその西側に当たります仙台銀行から国道457号線までの平成8年完成の吉岡南土地区画整理事業により整備された路線でございます。

1 要旨目の大きくなり過ぎた街路樹をどのように対策していくのかについてにお答えします。当該路線の街路樹は158本植樹されておりまして、植樹から30年ほどが経過し高木の幹の周りは60センチメートル以上の樹木が143本、そのうち幹周りが120センチメートルを超える樹木は10本となっております。ご質問の歩道の凸凹が発生する要因といたしましては、街路樹の成長とともに行き場を失った根がアスファルト舗装や平板ブロックの下に入り込みまして、植樹升や歩道部分等を持ち上げ根上がりという現象によるものでございます。過去には他の路線で同様の事象が起きた際に、造園事業者等の専門家の意見を頂戴しながら支障となる根を切断し改善したこともございますことから、当路線におきましても同様の手法や他の対策の可能性について専門家の意見を伺い、対応したいと考えております。

また、当路線の街路樹の剪定につきましては防犯灯や道路照明等への影響を考慮し2年に1回の割合で枝の剪定を行っておりますが、特に根周りの太い樹木につきましては2年の周期内に防犯灯等の光を遮るほどに成長する樹木もありますので、歩行者が安全に歩ける歩道環境の整備を図る上でも根周りの太い樹木の伐採等を含め、区長さんなどの意見も伺いながら対応してまいりたいと考えております。

次に、2 要旨目の平成27年と令和元年の水害時、吉岡南地区でも冠水した。原因の一つに落ち葉が排水溝に詰まっていると聞く。現在の状況はについてお答えいたします。街路樹は紅葉の時期が終わると落葉によりまして道路沿線に散らばるのが現状でございますが、各地区の皆様のご協力によりまして環境が保持されているところであり、吉岡南地区につきましても地区の皆様のご理解とご協力によりまして吉

岡吉田線の植樹帯の低木剪定や道路の排水升等の清掃を行っていただいているところでございます。平成7年関東東北豪雨、令和元年東日本台風の際には側溝等の施設の排水能力を超える大量の雨が一気に側溝等に流れ込んだことによりまして吉岡南地区内では国道457号線と吉岡吉田線の交差点付近や吉岡吉田線と館下線交差点付近で冠水が発生いたしました。要因の一つには側溝への落ち葉の流入も考えるところではございますが、側溝等の排水能力を超える降雨が主たる要因ではないかと考えております。

今後も引き続き地区の皆様のご協力を頂戴するとともに、道路パトロールによる側溝の状況の確認を行ってまいります。全体を把握することが困難でありますので地区の皆様からの情報等をいただきながら側溝の清掃作業等を行い、排水機能の確保に努めてまいりたいとこのように考えております。以上です。

議長 (高平聡雄君)  
佐藤昇一君。

4番 (佐藤昇一君)

ありがとうございました。再質問に入る前に当時の吉岡南刊行記念誌というの、手に入りまして水と緑のまちということですのでごくすてきなパンフレット、観光誌頂きました。理事の町長当時の載っております。本当に私平成6年というと本当にこれが完成した当時に住み始めさせていただいて、せせらぎ水路とかとてもすてきな町並みに住まさせていただいたと思っております。本当にあれから26年たって、街路樹がこんなにも大きくなるとは私も全然わからなくて、こういう仕事をいただく前は本当に町内会として活動させていただいていてもなかなかそういうところに目がいきませんでした。おかげさまでそういう活動を通して、先ほど答弁にいただきました植樹帯の低木剪定などの活動にも参加させていただきまして、なおさら街路樹の大きくなり過ぎた部分というのが手に取るようにわかりました。実際、最初の答弁で158本植樹されましてと書いてありましたが、私が確認したところもう既に1本は何かの理由で伐採をされて、現在157本になっておりました。幹周りのセンチメートルで表すとなかなかイメージが付きづらいんですが、例えば電信柱と同等以上の太さを有する街路樹が101本ありました。そして、あとは電線にかぶっている街路樹なんですけど、これが少なく見積もっても124本ありました。私が確認したときにはそのぐらいありました。確かに街路樹というのは町並みをきれいにそろえる上で

は大切なものであると思っておりますが、これから生活させていただく上で確かに余りにも歩道がぼこぼこし過ぎて通学、もしくはお年寄りの方が歩くのにつまづいてしまうという状況が甚だひどくなっております。答弁の中に区長さんなどの意見を伺いながら対応してまいりたいと考えておりますといただきましたが、その辺の以前からそういう声は上がっていたとお聞きしました。その辺は町には届いておりましたでしょうか。それをさきにお聞きさせていただきます。

議 長 (高平聡雄君)  
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
街路樹の根上がりといいますかそういったものの歩道のぼこぼこといいますかそういうもの、あるいは木が大きくなり過ぎて街路灯にかかるとか、そういったことにつきましては以前から区長さん等からもお話いただいております、街路灯のそういったものにつきましては、さっき申し上げましたけれどもそういった中で伐採をやっておりますけれども、まだまだ根上がり等の処理については終わっていないとか手をつけていない状況です。先ほどもお話ししましたけれども、別な箇所ではございますがそういったやり方についてうまくいったといいますか、事例もありますのでそういった業者さんとも相談を今しているところでございます。

議 長 (高平聡雄君)  
佐藤昇一君。

4 番 (佐藤昇一君)  
その辺の対策を進め、進んでいるということも伺っておりました。とにかく、歩道の幅、吉岡南地区に関しましては3メートルぐらい、そして下町方面、国道に近いほう、あれは2メートルぐらいの幅の歩道なんです、実際に街路樹が植えてある場所だとアスファルトの部分で約50センチメートルぐらいしか隙間がなくて、側溝のふたに上がってでないと並んで通れるとかそのぐらいまで狭くなっている場所もありました。その辺も併せて街路樹の伐採、切ればいいのかという部分なんです、あれだけ大きいと周辺に対する安全性も考えながらの作業になるのでかなり大がかりになるということも予想はできておるんですが、その辺もなるべくこのまま時間



がたってもどんどん街路樹は成長して進行してしまうので、ぜひともその辺は早めの対策を行っていただきたいと思っております。

そういう上で、これから吉岡西部地区開発始まるんですけども吉岡吉田線、あそこは町のメインというか看板道路になる道路だと思っております。ぜひともその通りの街路樹の整理も含め歩道の整備も含めリニューアルを願いたいと思うんですが、その辺のところまでの町長の考えを聞かせていただきたいと思えます。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、街路樹につきまして伐採というかそういったことも含めてということであります。先ほど議員さんお話しのとおり、あそこに入居といいますか移ってこられたときにそういったせせらぎがあって緑があってということで入ってこられた方、大勢おいでであります。そういった方の中には木を切らないでという人も中にはいるんです。そういった方々もおいでのですので、地域の方のご意見を聞くということも必要だと思っておりますが、ただ、その危険といいますか大きくなり過ぎたそういったものにつきましては一部、例えば伐採をすとかそういったことも必要だと思っております。佐藤議員から質問があったからということではなく、あのエリアにつきまして伐採も必要だということで内々一部打ち合わせもしておるところもございますので、全てが全てすぐできるということではございませんけれども、そういったことでまたご相談をさせていただいて、区長さんとかそういった方にも御相談をさせていただきたいと思っております。

それから今度西部地区ということで457から西側につきましての開発を考えております。当然ながら、吉田線も真っすぐ新しく予定される457、まだ決定はしてありませんが、そちらに向かつての道路ということで考えてもおるところでございます。トータル的にずっと真っすぐ伸びていきますので、最終的には総合的な見方もしなければならぬところがございますが、今すぐあそこを今あるところを全てリニューアルという予定は今のところはまだないところがございます。まず、新しいそちらの区画整理等々の事業を進める中で将来的には道路の管理の中でそういったことも当然必要になってくる部分も、あそこに限らずではありますかなって来ると思いますが、その辺につきましては道路計画、あるいはそういった整備計画の中で順次

しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

議 長 (高平聡雄君)  
佐藤昇一君。

4 番 (佐藤昇一君)

ありがとうございます。本当に大好きな町並みなので、これからも私と言わず子供たちに託すためには定期的なリニューアル必要だと思っております。

街路樹なんですけれども、例えばほかの町では電飾を伴ったりとかそういう利用の仕方もあるんですが、どうなんでしょう、大和町としてはあの街路樹を生かしてそういう電飾とかの催物をして町のにぎわいというものを作ってみてはと思うんですが、その辺、町長、そういう部分での考えをお聞かせください。

議 長 (高平聡雄君)  
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

電飾等々ということでございます。光のページェントとか最近各地区でも民家で自分で飾られたり、電飾でやったりという事実があるということでございます。そういった方法で飾るということも一つの方法だと思います。余りやり過ぎると木にも影響あるとかそういったこともあるそうなので、その辺についてはいろいろ考えなければならぬところですが、そういったことで地域の方々にそういった盛り上げとかそういったことの方法があるのでないか。町がそこに電飾をやってという考え方については今のところ持っていないところでございますが、そういったにぎわいをつくるという形で地域の方々の声とか、あるいは商店街の方々に、そういった方みんな協力してやるということは一つのイベントとしての効果とかそういったものもあるのではないかとはいふには考えてはおります。

議 長 (高平聡雄君)  
佐藤昇一君。

4 番 (佐藤昇一君)

ありがとうございます。私も地域の皆さんとそういう部分でのイベントを生かしてこれからの地域コミュニケーションというものを大事にしていきたいと思っております。

それから2つ目の水害というか排水の件に関しまして、先ほど答弁の中に457号と吉岡吉田線の交差点付近という答弁をいただきました。実際には、私吉岡南一丁目19の7に住まわせていただいておりますが、そういう住宅地のほうも冠水しまして、あの辺の作り方として土盛りをしたところに住宅地が建っておりますので床下浸水とかそういう部分ではなかったんですが、駐車場を平らに作っている方とか我が家でも名ばかりのガレージがあるんですけれどもそこは浸水したという状況がありまして、決して交差点とか道路だけではなく住宅地のあの一丁目の少し高台のところですら冠水を体験させていただきました。確かに予想を上回る排水能力を超える降雨とは思っておりますが、住民の皆さんから聞くと排水升大分浅いんだよねという話も声を聞いたことがありました。その辺の情報提供という意味で私も積極的に情報を集めて町に届けたいと思いますので、答弁にありましたこれから全体を把握するのは困難ということをお聞きしましてその情報等をということでそういう部分でのお手伝いをしっかりさせていただきたいと思っております。

排水の件に関しましては答弁のとおりなので私は以上で満足しましたので、終わらせていただきたいと思います。最後に町長、トータルであの道路の整備を先ほど伺いましたがこれから年配の方々だと免許証を返納して、例えば一般的に言われる電動カーとかセニアカーと呼ばれるご高齢の方に使うそういう乗り物があるんですが、そういうのも普及していくと思われるので、その辺の整備に関して最後にもう一度ご答弁をいただいて終わらせていただきたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)  
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

道路の管理ということで、南区画整理もそうですがどの道路でもというのは変ですが、そういった状況が出てきていることについて全体として考えていく必要があるんだと思っています。区画整理で言えば、作ったときにそういった緑と水にあふれた豊かなという目標を持ってせせらぎの堀とかああいったものを作ったところがあって、一生懸命作った、私も関わらせていただきました。そして今皆さんに多くの

方々に住んでいただいて大変喜んでいらっしゃるのですが、それから20年、30年とたってくるとそういった新たな課題というのが出てきていると思っております。せせらぎにつきましても本来常に流すはずであったのが、金気水があったりとかなかなか思ったとおりいかなかったところがあったりするところでありまして、道路等につきましてもそういった形でその当時は考えなかったといえますか新たな課題が出てきております。そういった課題については住民の方々の安心安全で暮らせるまちづくりという中で道路の整備等々につきましても一遍にはなかなか難しいところではありますが、順次整備していかなければならないと思っております。特に高齢者の方々が増えてきて、お話しのとおりそういった新しい電動のそういったものも使われる方もたまに見ることもあります。そういった方々のこともしっかり考えていかなければならないと思っております。

それから排水溝につきましてもお話ししたところでございますけれども、内水対策といえますか今吉田川とか改修はされておるんですが、雨の降り方が変わってきた中で大和町内、そういった排水の課題が新たな課題として出てきていると思っております。お話しのとおり、全ての川を管理、なかなか難しいところですので皆さんから情報をいただきながらということになると思っておりますけれども、内水対策としての排水路の考え方については町としまして、これは大和町だけではないかもしれないかもしれませんが、新たな課題として取り上げていかなければならない課題であるという認識はしておるところでございます。いずれ、皆さんからご協力をいただきながらということになります。そういったものを一つ一つ整備、あるいは清掃等々をしながらよりよいまちづくりを進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)  
佐藤昇一君。

4 番 (佐藤昇一君)  
以上で、4番、質問を終わります。

議 長 (高平聡雄君)  
以上で佐藤昇一君の一般質問を終わります。  
暫時休憩します。再開は午前10時35分とします。

午前10時25分 休憩

午前10時35分 再開

議長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

15番馬場久雄君。

15番 (馬場久雄君)

皆さん、おはようございます。

まず、冒頭に今定例議会最初に私の受賞に際しまして皆様方から温かい祝意をいただき、本当にありがとうございます。今後とも皆様方と手を携えてよりよいまちづくりのために貢献をしていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告をしておりました2件について一般質問を行わせていただきます。

まず1件目、除雪業務に最低保証制度を設けてはいかがか。12月に入り、いよいよ冬の到来、除雪繁忙期の季節に入りました。昨年の冬は暖冬により雪が少なく、例年ですと1億円を超える予算が半分の5,000万円程度で済んでおります。しかし、除雪業務を請け負う業者の収入は大幅に減少し、経営を圧迫することにもなりかねません。除雪機の出動が少なくても人件費やリース料、車検等の固定の経費はかかってまいります。今後とも安定的な除雪体制の維持を図るために最低保証の制度を検討すべきではないか。この1件を質問させていただきます。

議長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは馬場久雄議員の除雪業務における最低保証制度についてのご質問にお答えをします。

大和町では冬期間におきまして町内外の業者合わせまして19社にご協力をいただきながら冬道の安全確保のため、除雪作業を12月から3月までのおよそ121日間で実施しております。昨年度は例年のない雪の少なさとなり、過去4年間の平均稼働日数30

日を大きく下回る4日間の除雪稼働日数となったところでございます。例年、除雪業務を行う際に各社への協力意向調査を行っておりますが、今年度は昨年度のような小雪による除雪稼働日数では機械の維持経費に対し不安があるとの回答を多くの事業者の方々から頂戴したところでした。町といたしましては、そのような事業者の皆様のご意見も踏まえまして事業者の方々の不安解消を図るとともに町民サービスの低下を招くことがないように除雪契約期間に相当する維持経費、これは車検とか保険等でございますが、相当額を機械拘束費とする最低保証費用を設定しまして各社にご説明を行いましたところ、参加事業者の方からの異論は出ませんでしたので本年度から今回の対応により除雪業務を実施し、万全を期してまいりたいと考えておるところでございます。

議 長 （高平聡雄君）

馬場久雄君。

1 5 番 （馬場久雄君）

再質問させていただきます。今ご回答を頂戴いたしました。今年度から最低保証費用を考えるといいですか設定するという内容でありました。今回一般質問、ほかの同僚議員からも出ておったわけでありましたが、除融雪の計画の中に業者さんが待機する基準、それから作業時間等々を明記されておるわけです。待機の基準としましては翌朝まで5センチメートル以上の降雪が予測される場合、それから降雪中であって雪が降っている中でかつ気温が0℃以下になると予想される場合、これは対機しろということになっておるわけです。作業時間としましてもバス路線等々朝の6時半まで完了するように、それから通勤通学路線に関しましては7時30分までには完了するようにという決まりがあるわけでありまして、こういった中で、契約している業者さん、なかなか人を張り付けなければならない、それから車も先ほど町長言われました最悪3月までの期間、3か月から4か月間張り付けの状態にするという中で作業をやっていたいております。そういった形で、今までのシステムですと請負業者さんの単価の設定基準ありまして、それに実際に出動した時間をプラスして出来高払いみたいな形でやっていたと思うんです。そういったことになりますと、今質問いたしましたように人を固定して車も固定してということになりますと非常に昨年みたいな暖冬になりますと本当に3日間、4日間しか動かないということになりますので、今回のような質問をさせていただいたわけです。

ただ、こういった業者さんとしては最低保証がいただけるということになりますと非常にプラスになるかと思いますが、実際に今まで支払っていた単価基準の契約、それと総合して今回みたいに2部制の料金といいますかそうした場合に実際の収入、手取りが計算してプラスアルファになるのかどうかというところはまだ明確には出ていないんですが、その辺の考え方といいますかせっかく待機する、固定するものに対してプラスをするということでありますので、業者さんに対して幾らかでも安心して作業できるメリットができる体制で取り組むのかどうか。その辺をお伺いしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これまでと比べてプラスになるのかという言い方もおかしいんですけども、今までは時間幾らという形でお願いをしておったところでございまして、出勤できなければ待機という部分のあれはあるにせよだったんですが、今度は固定費としてリース料とかの部分の一定額見ているわけでございますので、プラスにはなってくると思っております。

議 長 （高平聡雄君）  
馬場久雄君。

1 5 番 （馬場久雄君）

実際に請負業者さんのお話といいますかそういったものをお伺いしますと、自社で持っているブルドーザーといいますかそういった機械持っているところと、それから請け負ったもののなかなかそれを会社として土建関係に使わなければならないということでそちらに回す。要するに道具がちょっと違うものですから除雪用にあてがうということになりますと本当に張り付け状態になるわけです。いちいち現場で土掘ったり何なりと使いたいたけれども冬期間中はそういったことになるということでありますので、その期間を固定させるという安心感、業者さんのほうもそれで幾らか目減りがしないということであれば安心してできるということ、非常に今のご回答いただいたことに対してはいいのではないかと思っております。

大和町の場合、吉田方面から鶴巣の方面まで西から東まで広いので、それも多分雪が降ったといっても均一に降るわけではありませので、降雪量もというか積雪量も違ってくるのかなとちょっと思っています。ですから、そういった一律にという決め方もあるんでしょうけれども、積雪量とかそういった地域の差といいますかそういったものも加味して、例えばブロックに分けてやるとかいろいろなその辺も十二分に検討して業者さんの負担にならないような形にすべきかなと考えております。新聞情報ですけれども、10月に河北新報に出たものを見ますと青森県の積雪常襲地帯の情報なんですけど、ここでは初めて今年の暖冬を契機としましてこれではいけないということと同じように最低保証を組むということに今年度からしてみたいです。非常に県ですから範囲が広いのでそれを4ブロックに分けるとかして単価も変えるとか、最低保証のあれも違えるとかいろいろやり方あるんだらうと思いますが、そのぐらいの配慮をいただいて業者さんに安心して素早く除雪ができるようなそういう体制を組むことが町民皆さんのためになるのではなからうかと思っておりますので、綿密なご検討をお願いしたいと思います。それでちょっと答弁をいただきたい。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

大和町ではエリア的には今分けて除雪をお願いしているところですが、単価的には同じ形でやらせてもらっています。西と東で極端に言えば大分違うだらうということ、そういう差は確かにあるんだらうと思っています。今回、今まではそういったことの中でも単価だけの契約、今回一定の維持費といいますかそういった形でのそれにつきまして見直しをさせていただきました。これまでも単価とか見直しさせていただいたところもあったんですけど、今回そういったことで去年のような場合にはどうしてもリースとかした場合の維持費等々もあるわけがございますので、そういった意味で今回提案をさせていただいたところがございます。

今青森の話ありましたが、青森の場合は私も住んでおりましたけれども南部と津軽でまるっきり違うところかなり極端な差があるところもありますので、でも、そういったこともひとつ確かにあるのかもしれない。いろいろ今後も検討をさせていただきながらやっていきたいと思いますが、今年につきましてはこうやった形で進めさせていただきましたのでこの中でのご協力の中で進めさせていただきたいと思っております。



やり方につきましてはこれでベストということではなく、いろいろな状況があるわけ  
でございますので、そういったときには対応についてはその都度とそうそう変えるわ  
けではございませんけれども、そういった考え方も持って対応はしていかなければな  
らないと思います。

議 長 （高平聡雄君）  
馬場久雄君。

1 5 番 （馬場久雄君）

1点確認しておきたいんですが、産業建設常任委員会の資料とか拝見いたしますと、  
除雪単価といいますか時間帯の単価が昨年の分とおととしと比べると若干時間帯の単  
価が1,500円か2,000円ぐらい上がって、車種にもよるんでしょうけれども上がってい  
るような気がするんですが、今までもそういった配慮といいますか、多分燃料費の高  
騰とか人件費の高騰とかそういった形で都度都度、その部分は見直ししていたんだろ  
うと思うんですが、改めてそういうことプラス要するに二部料金といいますかそうい  
う形にするというのが一番、何回も言いますがよろしいのではないかと感じて  
おります。というのは、例えば基本料金というのは我が水道のほうでもとっておりま  
すし電気もとっておりまして、ガスなどもそうなんです、固定して大きい設備を設  
けるとかそういったものの減価償却とかをするために単価だけではなくある程度使っ  
ても、要するに出勤してもしなくてもそういったものは頂けるんだというそういう体  
制にしていったほうが今後とも無難なのではなかろうかと思っておりますので、町長  
からそういった回答いただきました。請け負っている業者さんに改めていい計画とい  
いますかするわけですから、マイナスにならないような形で今後とも取り組んでもら  
いたいと思っております。

最後に町長から一言、答弁いただいて終わります。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

除雪につきましては本当に業者さんにご苦勞をおかけしながら除雪してもら  
っていること、感謝申し上げたいと思っております。これまでのやり方につきまして

今回見直しをさせていただきまして一部固定費といいますかそういった形での提案をさせていただいているところがございます。これでベストということではないのかもしれないけれども、今後いろいろ今回これで進めさせていただいているいろいろな状況状況にある場合には雪が多いとき少ないときあるわけでございますのでいろいろなケースが出てくると思っておりますが、そういったことが例えば長期に続くような気候になるとか温暖化がずっと進むとかそうなった場合には雪が少なくなってきて待機の日が増えるとかそういったことになればまた違った見方もしなければならぬと思いますし、そういった長期的な展望が開ければそういった見方等の見直しも必要になってくるのではないかと思います。あとは業者さんとその相談をさせていただきながら、今馬場議員おっしゃったとおりの燃料の問題とかそういったこともあるわけでございますので、そういったときについてはご相談をさせていただきながらの対処をさせていただきたいと思っております。

議 長 （高平聡雄君）  
馬場久雄君。

1 5 番 （馬場久雄君）

それでは2件目の質問に入らせていただきます。

中心商店街の再開発と吉岡西部地区の開発についてお伺いをいたします。今年の3月議会で同僚議員からの一般質問がありました。我々改選する前の最後の議会でありましたけれども、その中で吉岡西部地区の開発はまさに本町都市計画の重要課題の一つである、土地区画整理は町施工で取り組むとの答弁でありました。黒川消防署や大和警察署の移転計画もある中でありますが、その後の進展状況をお伺いをするところです。また、町長の掲げます多目的施設を兼ねた図書館建設の構想があります。併せて商店街活性化の拠点として考えているようではありますが、それを核とした商店街の再開発を行ってはどうか。その際の居住地の受け皿としても必要となってくるのではなかろうかと思うことから、吉岡西部地区の開発を急ぎ町の顔としての中心商店街の整備ができないかをお伺いするところです。

今要旨に申しあげましたけれども、黒川消防署や大和警察署の移転に関しましては昨日の門間議員の一般質問の中で西部が適地であるという町長からの発言がございました。また、今日の河北新報にも大きく載っておったところでもありますので黒川消防署の移転、また大和警察署の移転計画に関しましては町としては西部地区が適地であ

るということでもありますので、それは了解をいたしました。併せて、ただいま申し上げた図書館建設の構想、また、中心市街地の活性化に関する質問についてご答弁をいただければと思います。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは中心商店街の再開発と吉岡西部地区の開発についてお答えをします。

初めに西部地区につきましては昨日お話ししたところでございますが、ダブるところもありますけれども改めてご報告しますが、吉岡西部土地区画整理事業の進捗状況でございますけれども、現在世話人会が組織されておまして、これまで4回の世話人会を開催しております。世話人会では事業区域の検討や土地利用の方針について話し合いを行い、世話人会で決定した内容につきましては遅滞なく地権者の皆様に郵送にて報告し、理解を得ながら進めているところでございます。また、11月からは事業区域内の現地測量も始まっており、当面の目標となります令和4年5月の市街化区域編入を目指して協議を重ねているところでございます。

次に黒川消防署や大和警察署の移転でございますが、昨日も申し上げたところでございますが町といたしましては現在のように消防署と警察署が近接地に立地することにより地域の安心安全につながるものと考えております。その意味におきましても、現在進めております吉岡西部土地区画整理事業の区域内が最適であると考えておりますので、大和警察署移転誘致と併せまして黒川消防署の移転につきましても議会の皆様方のご理解とご協力を頂戴しながら区画整理事業地内への移転について宮城県警、宮城県、黒川地域行政事務組合に示してまいりたいと考えております。

次に中心商店街の活性化についてお答えします。吉岡西部土地区画整理事業の着手によりまして大和町の新市街地整備につきましては一応の区切りとなりますことから、その後、既存中心市街地の活性化が町の課題となるものでございます。既存中心市街地の活性化につきましては区域内を通る都市計画道路高田中町線の延伸と沿線住宅の整備が必要となりますことから、吉岡西部土地区画整理事業との連動を図りながら進めることが重要であると認識しているところでございますが、まずは周辺住民の皆様を中心商店街活性化に向けた機運の盛り上がりが最も重要であると考えておりますので、地域からの声を伺いながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

議 長 （高平聡雄君）  
馬場久雄君。

1 5 番 （馬場久雄君）

再質問させていただきます。ただいまご回答を頂戴しました。西部土地区画整理事業に関しましては本当に20数年来設立準備委員会が出ましてから棚上げ状態ということで、ようやく緒に就こうとしているのかと思っています。今ご回答でも令和5年の4月の編入を目指して協議を重ねるという回答でありました。西部地区に関してみると非常に我が大和町にとっても大きな事業になるんだろうと思っています。昨日の回答にもありましたけれども、町長が併せて町長が公約に掲げています図書館機能を持った多目的機能を備えた施設ということで中心商店街の再開発が図れないかという思いもあるわけです。今のところは私の考えとしては旧市街地を何とかできないものかと考えております。以前、中町界隈の拡幅とかそういったセットバックをしたらかいりろんな都市計画のあれはあったんですが、大分古い話で申し訳ないんですがそれも立ち消え状態ということでもあります。町長が目指す多機能的な図書館がもし中心市街地の中にあるというお考えがあるのであれば、それをもっと起爆剤としまして核として再開発ができないものかという思いがあるものですから、改めてのその辺をお伺いをするところでもあります。

図書館機能を持ったものと言いますと集客力もありますし、大きな土地といいますかそういった土地も要るようになってくるのかと思いますので、今ここでいう、どこということではできないかもしれませんが、私の思いとしては上町、中町、そういった中心となる市街地の核となっただけならばという思いもございしますので、その辺についてご答弁いただければと思いますのでよろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

図書館といいますか図書館機能を備えた多目的施設ということで私申し上げてきたところでございます。この場所等につきましてではありますが、その前にそういった施設が必要であるという考えを持ったことについて、人が集うにぎやかさ、商店街の活性化といいますかそういった思いの中から私の考えをスタートさせているところでご

ございます。そうしたところでございますので、今どこというものではございませんけれども、おっしゃるとおり町の、あるいは市街地の活性化になるというそういった大きな起爆剤といたしますかそういったことの目的があるわけでございますので、そういった考えの中で取り組んでいきたいと思っておりますのでございます。今、中町か上町か下町かどこかというものについてはまだまだそういったことについて具体的などころにはなっていないところでございますが、人が集ってにぎわいを取り戻すという大きな目的を持っての取組と私は考えております。

議 長 （高平聡雄君）  
馬場久雄君。

1 5 番 （馬場久雄君）

図書館建設といたしますかそういった多機能施設をどこにということはまだなかなか難しいところがあると思えます。旧市街地も今まで商店があつた連檐性をなさなく成りまして、アパートやらシャッターが閉まったりという形になっております。こういった町長の考えるそういう施設が真ん中にといたしますかそういった核としてむしろ皆さんがそうであればということで動き出す一つの材料になるのかなとも思っております。そうしませんと私どもも商工業者でありますけれども、本当に寂しい限りといたしますか何とかここで町長の思いといたしますかそういった思いをここでまたステップアップできないものかという思いがありますので、ぜひ図書機能を持った、しかも多機能な施設を実現できるように期待をしておるところであります。前回、一般質問で同僚議員からも出ましたけれども、そういった図書機能を分散させるという議員の質問もございました。いろいろな考え方あるかと思えます。私としては吉岡といたしますかこの旧中心市街地を何とか再編させたいという思いからこういったことが出ているんですが、いろいろなその辺のご検討の上、よりよい計画が出ることを期待はしております。

吉岡西部の区画整理事業との連動を図りながら進めることが重要だというご回答ございました。何よりも大事なのは地域の皆さん方の思いと、それもやはり早急にそういったものを打診しながら計画を進めることが大事なかなと思っておりますので、まずは西部土地区画が滞りなく早く姿形ができるように努力をさせていただいて、また、併せて町長の思う施設を早く明示していただけるようなことを期待しておりますので、一言答弁をいただいてこの質問を終わりたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

町の大きな課題としまして、昨日もお話しあったところでございますが、中心市街地の活性化というのが課題でありまして、これまでいろいろなことをやってきておるところでございます。それが今第5次総合計画に取り組むに当たってもまだまだ課題として残っているということでございます。これは大きな町の課題であると認識しておりまして、そのことについての取組が、そればかりではもちろんないんですが、大事だと思っております。町の活性化、吉岡だけかというご意見もでございます。そういった中ではございますけれども、全体を見たときに中心といいますか商店街の中心、何の中心といろいろあると思うんですけれども、そういったことを考えながらまちづくり、全てが活性化するのが一番もちろんいいんですが、何で活性化するかという部分について全て平らにいくわけではないわけでございますので、そういった意味でのめり張りというかそういったことは必要なんだろう、まちづくりの中でそれは必要だと思っております。そういった意味におきまして商店街の活性化というのは、商店街の活性化という意味での大変大きな意味合いがあると私は思っております。そういった思いの中でいろいろな取組をしておるところでございますが、図書館機能を持ったというものにつきましてもそういった活性化ということで私は選挙のときも申し上げておりますので、そういった思いの中での取組を進めてまいりたいと思っております。

議 長 （高平聡雄君）

馬場久雄君。

1 5 番 （馬場久雄君）

以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議 長 （高平聡雄君）

以上で馬場久雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午前11時20分とします。

午前11時09分 休 憩

午前11時20分 再開

議長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

17番槻田雅之君。

17番 (槻田雅之君)

今日は皆さんテンポよく私まで回りましたので、私もテンポよく進めたいと思います。

それでは通告に従いまして、私からは町長に1件質問をいたします。

内容はガラス飛散対策は万全か、です。東日本大震災から約10年がたとうとしております。その間、台風地震などの自然災害は多発しております。窓ガラスの飛散でけがなどの事故が発生することがあります。授業中の事故防止はもちろん、災害時に避難所としても活用される公共施設、小中学校や保育所、児童館などは災害対策安全確保の観点からガラス飛散フィルムの施工などの対策を取るべきではないでしょうか。また、他の方法などでガラス飛散は行っているのでしょうかお伺いします。

議長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それではガラス飛散対策は万全かのご質問でございます。初めに平成23年3月11日に発生しました東日本大震災はマグニチュード9.0の巨大地震が東日本一帯を襲い、本町では4名の方が尊い命を落とされましたほか、家屋の全半壊などによりまして多くの町民皆様が被災され、道路や上下水道などライフラインのほか公共施設にも甚大な被害をもたらしました。学校施設では敷地の崩壊や建物外部と内部の壁等のひび割れの被害がありました。ほかに、校舎及び屋内運動場の窓ガラスの破損は4か所ございました。ガラス飛散防止フィルムはガラス表面に特殊シートを貼ることにより、様々な外圧や衝撃によるガラス破壊による飛散を防ぎ、床や人体にガラス片が飛び散らない仕組みになっております。本町ではこれまで学校施設のガラス飛散防止フィルムの施工は行っておりませんが、過去に小野小学校の校舎の屋上トッ

プライトの落下等を防止するための改修工事は行っております。ガラス飛散の対策としましては文部科学省で策定した学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブックを準拠に各学校において毎月安全点検を実施し、目視によります異状がないかどうかの確認を行い、異状が認められる場合にはガラス交換などの修繕を行っております。また、保育所、児童館などの児童福祉施設の窓ガラスにつきましても町内の公立・私立も含め各施設にはガラス飛散防止フィルムの施工は行っていない状況でございます。窓ガラスの種類についてもガラス1枚物からペアガラス、強化ガラスと施工機関によりまして様々な種類となっております。学校施設同様にガラスに異状があった場合には施設職員により連絡を受けまして、子育て支援課の職員が現地を確認して交換等を実施しております。近年は自然災害が全国各地で発生しており、突風によるガラス破壊も見受けられますことから、今後ガラス飛散フィルムの施工も含めた対策方法について調査研究を行ってまいりたいと思います。以上です。

議 長 (高平聡雄君)  
梶田雅之君。

1 7 番 (梶田雅之君)

まず、今の答弁について私理解できなかったことというか私の頭の中でわからなかったことがございますので、その件についてお願いしたいと思います。今の答弁の中で過去に小野小学校の校舎の屋上トップライトの落下等を防止するために改修工事を行いましたという話があったんですけれども、どのような改修工事なのか。その辺、わかる範囲でお願いしたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)  
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)  
天井の工事だったと思いますが、詳しくは教育総務課から。

議 長 (高平聡雄君)  
教育総務課長文屋隆義君。



教育総務課長 （文屋隆義君）

それでは槻田議員さんのご質問にお答えいたします。小野小学校の校舎の屋上のトップライトの改修工事なんですけれども、一つは落下防止も含めまして明り取りの機器の採光が強いということでそちらのほうの光を遮るための、光を遮るような改修ということで併せてその分の落下を防ぐ意味合いも含めまして改修工事を行ったものでございます。以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

槻田雅之君。

1 7 番 （槻田雅之君）

余りよくわからなかったんですけども、要はこういう傘があつてつるされているのが地震があつて揺れるんですけども、そういうのが地震があつても落ちてこないような対策と考えてよろしいんですか。その辺はわかりました。

気になったのは電灯がばらばらになるのかなどと思ったもので。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

済みません、もう1回説明させていただきたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

大変説明不足で申し訳ございませんでした。明り取りのトップライト、ガラスの天井といいますか光を中に取り入れるためのガラスの部分があつたんですけども、そちらのほうを改修工事を行ったものでございます。済みませんでした。

議 長 （高平聡雄君）

槻田雅之君。

1 7 番 (槻田雅之君)

なかなか理解しなくて済みませんでした。

今回、私としましてガラス飛散防止フィルムの質問をいたしました。なぜガラス飛散に対しましてフィルムがいいかという話をしますと、多分今の答弁の中にもいろいろありましたがペアガラス、防火ガラス、ワイヤー入りのガラスとかいろいろあると思うんですけども、それに比べますと費用が大分抑えられるのではないかと。要はどのような対策でも構わないんですけども、ガラスが粉々になってそれだけがをしない対策をとってれば私としてはどのような方法でも構わないんですけども、その辺のガラスの飛散に対してどのような対策をとっているのかということをお聞きしたかったのが本音でございます。その中では私の提案としまして一番予算がかからないのが防火フィルムではないかという観点で質問いたしました。

では、今現状大和町の施設は広いですからあれですけども、特に学校関係とか避難所関係でそのような、どのような対策でも問題ではないかと思うんですけども、ガラス飛散に対して対応がまだ遅れているのではないかとと思われるところがありましたらお答えいただきたい。全てどのようなフィルムでなくても透過ガラス貼っていますとかガラスの厚さが厚いので問題ありませんならばそれで構いませんけれども、それにまだ問題が必要ではないかとと思われる箇所ありましたら教えていただきたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

現在対応といいますかフィルムとかはまだ貼っていない状況、新しく壊れたのを直すとかそういったときにはペアガラスとかそういった形にしているところでございますが、一斉に窓ガラスに対しまして一斉にそれをフィルムを貼りましょうとかそういった対応はやっておらないところでございます。あくまでガイドブックの対応という形で目視で確認をしながらということでございます、改めて全体をシールを貼りましょうとかそういった対応はしておらないところでございます。

議 長 (高平聡雄君)

槻田雅之君。

1 7 番 (槻田雅之君)

今答弁聞きまして、目視での対応、これは当たり前と言ひ方悪いですがけれどもことであつて、私が一番気になっているのは何かしら震災があつて飛散というのか被害を最小限にしていただければいいということなのでございます。なので、先ほども言ひましたようにどのような対策でも構わないのでガラスが粉々になつて、特にそうですね。よくあるのが地震あつたらカーテン、今カーテンないのかな、カーテンを閉めてガラスが校舎内とかあつちの机のほうまで来ないようにいろいろな対策あると思うんですが、そのような対策をとるのでも構いませんし、実際カーテンもないようなところもございましてからなんですけれども、いろいろな対策があると思ひます。その中で町長、もしくは教育長として特に新しくできた校舎、例えば小野小であるとか南部コミセンとか当然それなりのサッシとか災害に強い構造になつていふと思うんですが、古くからある校舎なり避難所に関しましては昔の割れやすいという言ひ方、割れても粉々になる、割れてもボロッと落ちるようなガラスであれば問題ないかと思うんですが、対策が必要ではないかと思ひます。その中で町長としてどのような対策ですか。言ひ方悪いですが、やり方はどんな方法でも構いませんけれども、先ほど言つたように費用もかかるわけなのでございましてからその中でどのような対策が一般このガラスの飛散に対して一番有効であるか。町長のお考えもしあればお聞かせいただきたいと思ひます。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

どのような対策が有効であるかといった場合に、強化ガラスとかそういったものになつてくるかもしれません。今現在、我々といひますか町としまして施設を管理するに当たりましては一つの基準を持つて対応しております。先ほど申しましたが、学校につきましてもそういった一つの基準があつて、それをまずやるということが大前提だと思ひて取り組んでおります。したがいまして、今のところは目視というのがその基準の中でございましてそれで弱いのではないかというご意見、そういったこともあるのかと思ひております。そういうことで、一斉にはなかなかできな

いものですから改善が必要というか修理が必要とか新たにするとかそういった場合にはペアガラスとかそういった形の切り替えをやっておるところでございます。

議 長 （高平聡雄君）  
槻田雅之君。

1 7 番 （槻田雅之君）

阪神淡路大震災のとき、建物のけがの要因というのがございまして、家具の転倒・落下・倒壊で約50%、次にガラスの飛散で約30%、その他20%というデータがあります。家具の転倒に関しましては町としても高齢化世帯に家具転倒対策として補助を出しております。その次に多いのがガラスでのけがなんです。当然これは学校とか当たり前のこと家庭でも結構あるかと思えます。当然避難所に行く前に家庭でけがしてしまえばなかなか行けなくて救急車を呼ぶということもございまして。今先ほども話したように家具転倒約50%ぐらいでけががある。その次が多いのがガラスということもあるんですけども、ガラスのどのような対応でも構わないんですけども、ガラスの飛散でけがをする人を救うような補助ということも考えていく、今後考えていくべきではないかと思うんですけども、そのようなお考えなり町長としてガラスよりはもっと別なほうが危ない。家具の転倒は先ほど言ったように町として補助出していますからそのような補助で何かしら住民に対して全員ではないですけども高齢化世帯なりとか築何年とかその辺のやり方はいろいろあると思うんですけども、そのような形で何かしら災害に備えていくお考えあるかないか、もしありましたらお考えをお聞かせいただければと思います。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

町としてそういった災害に対する対応の補助ということでございますが、今ガラスに特化をしてガラスについてこうだというものについてはやっておらないところでございます。

議 長 （高平聡雄君）

槻田雅之君。

1 7 番 (槻田雅之君)

私もはっきり言えば災害というよりは子供ができて子供がある程度歩くようになったときに子供が当時食器棚とか昔の話ですから食器棚とかテレビ台の下のガラスとかがございまして、割れたとき危険だと思って災害とは話があればですけども子供のために防火フィルム、値段は安いものでございまして貼ったものがあります。今考えますとお年寄り世帯、何かといいますと昔の家具と下のほうに食器棚があって下がガラスがある昔のそういう家具というのはガラスが結構そういうガラスの家具が多くて、なおかつガラスは薄いほうがきれいとか繊細な模様があって額言えば高いほど割れやすいとかいうのがございまして、最近は聞くの高齢化世帯でガラスでけがしたというのをよく聞くんです。今の学校もそうです。最新の学校はそんなことはないと思うんですけども、ガラスでの飛散防止に関しまして先ほど言ったように私は一番安く安価でできるのが防火フィルムではないかと思っております。

ちょっと話戻りますけれども、戻るといふか話変わりますけれども、空港ありますよね、仙台空港とかいろいろな空港。空港ではテロ対策の一つとしまして全てのガラスに対して飛散防止フィルムというのを貼っているそうなんです。特に羽田空港に関しましてはエスカレーター脇のガラスまで全部施工している。これはテロ対策、1つ言えば何かあった場合粉々にならないような対策をとっているということでございます。なので、すぐには言いませんが町長としてガラスだけがけがではないんですけども、1つ私だとガラスのことで今回一般しておりますのでガラスに対してけがを町民といふかガラスでのけがを少しでもなくすようなやり方といふか方法ですか、考えていただきたいと思うんですけども、その辺につきまして町長のお考え何かありましたらお願いしたいと思っております。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

今テロのお話でしたけれども、今自然災害とか全国的に多発しているところもございまして。先ほども申し上げところでございます。繰り返しになりますけれども、そういう突風によるガラス破壊等々も今まで以上に感じられるといひますかそうい

った状況でございますので、飛散フィルムの施工等も含めました中でそういったものを調査研究してまいりたいと思っております。

議 長 （高平聡雄君）  
梶田雅之君。

1 7 番 （梶田雅之君）

答弁の中で今後飛散フィルムの施工を含めた対策方法を調査していくということもございまして、これより余り深くは言いませんけれども、東日本大震災のときは今のもみじヶ丘児童館のホールと廊下の空いているあその間に今ベニヤで押さえています、ベニヤになったのかな、ベニヤのままだと思いますけれども、あそのところのガラスあったんですけどもひびが入ってホールが避難所にならなくて図書室で避難させたということもございまして、特に避難所、なるべくそういう形で危ないところ、ガラスが一番本当はいいんでしょうけれども避難所とか逆に避難所でガラスまた余震が来てガラスが今度割れてガラス粉々になると掃除も大変ですし、ちょっとした砂のかけらみたいでも足切りますのでその辺、やり方は先ほど言ったどのような形でもいいですけども粉々にならないようにポロッと落ちるような感じでやってもらえればと私は思っております。

最後になりますが、災害はいつ来るかわかりません。日ごろから災害に備えていただき町民の安心安全を大事に考え、災害が発生しても被害が最小限で抑えられるような施工方法を考えいただきまして私からの一般質問、終わらせていただきます。最後に町長から総括したお考えをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

安心安全対策ということでございまして、特にこの頃自然災害、地震等のほかにも暴風雨とかそういったことがどんどん増えてきております。これまで我々が経験したことのない状況もありますので、そういったものの対応につきましてはガラスに限らずいろいろ皆様のご意見も聞きながら対応する必要があると思っております。安心安全というのは大事なことでございまして、その辺はいろいろ研究、様々な

分野で研究とかしていきたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

槻田雅之君。

1 7 番 （槻田雅之君）

以上で私からの一般質問を終わらせていただきます。ご清聴、ありがとうございました。

議 長 （高平聡雄君）

暫時休憩します。再開は午後1時からとします。

午前11時43分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

13番藤巻博史君

1 3 番 （藤巻博史君）

最後になりますけれども、2件について質問させていただきます。

1件目、コロナ禍での医療費軽減ということでございます。新型コロナウイルスの感染が広がり、ワクチン開発が進まない中でインフルエンザ予防接種が推奨される。65歳以上のインフルエンザ予防接種は11都府県が今年度特別に自己負担ゼロとし、県内でもゼロ自治体が増えております。ダブル感染を防ぐための推進策は。

2要旨目、コロナのPCR検査は医療機関を通せば医療保険の適用となる。検査費用を助成し疑いをはっきりさせることが対策につながるのでは。以上です。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、コロナ禍での医療費軽減についてのご質問でございます。

初めにダブル感染を防ぐための推進策についてですが、例年季節性インフルエンザ流行期には多数の発熱患者が発生しておりまして、今年度は新型コロナウイルス感染症と同時流行が懸念されております。季節性のインフルエンザと新型コロナウイルス感染症を臨床的に鑑別することは困難であり、多数の患者に対して地域において適切に相談・診療・検査を提供する体制整備を行うことが必要であると国の方針が示され、宮城県においてもこれまでの外来診療体制を見直し、医療提供体制整備が行われました。具体的には発熱等の症状がある方はまずかかりつけ医に電話で相談すること、かかりつけ医がいない場合、または相談先がわからない方は受診相談センターに電話で相談をするというもので、この体制によりの確な診療・検査・医療機関へつなぐことが可能になるものです。新型コロナウイルスワクチン接種開始時期が未確定な状況にありますことから、インフルエンザワクチン接種に併せて新しい生活様式の励行や手洗い、消毒、マスクの着用などの感染防止に努めていただくことを町民の皆さんに継続してお願いしてまいります。

次にPCR検査への費用助成についてであります。1要旨目でも触れましたが、発熱等の症状がある方でPCR検査が必要と判断された方、あるいは感染者の濃厚接触者や検査の必要があると判断された方は検査費用の負担はありません。ご質問の疑いのある方と保健所が判断した場合も費用はかからないこととなります。こういった検査を行政検査と言うそうです。ただし、症状がなく検査の必要性もない方は自己判断で受けようとする場合には検査費用が生じることとなります。現在の地域の医療機関の状況は行政検査に対応するための体制構築が整ったところであり、自己判断による検査に助成を行った場合、特定の機関に集中し行政検査に支障が出る可能性がある状況でございます。また、国では新型コロナウイルスワクチンの接種が可能となった場合に直ちに国民に接種できる体制を整えることを全国の市町村に求めており、国の予備費を使った補助金制度を構築しました。今後はワクチン接種を優先的に進めていくものとして捉えており、町でも必要な補正予算を可能な限り早めに措置するよう準備を進めているところでございます。以上です。

議長（高平聡雄君）  
藤巻博史君。

1 3 番（藤巻博史君）



まず若干手遅れぎみの質問であるということを反省しながら進めさせていただきたいと思います。というのは、実際にもうインフルの流行期にもかかっている中での質問ということでございます。そういう中で、まず1件目でございます。1件目につきましては、新型コロナウイルスとそれと区別がつきにくいというんですか、季節性のインフルエンザが同時流行になるであろうという中でまず今あるというんですか季節性のインフルエンザへのワクチン接種というのがまず大事なんだろうとされているところでございます。そういう中で、ここにも書きましたけれども都府県段階で今年度に限ってということでございますが65歳以上の方に対するインフルエンザのワクチンの接種について自己負担ゼロという施策をとっているところが出ております。さらに、県内においても私が知っている範囲では多賀城市なんでもございますが、65歳以上の方についてという自己負担ゼロということのようでもございます。そういう中で12月の質問でございますのでそういう考察というんですか、答弁によりますと新しい生活様式ということで防ぐんだという、これは多分コロナについてのことだろうと思うんですけれども、同時にインフルについては積極的に抑えるというんですか、そういう意味でそういう検討というのがなされたのかどうかということをお聞きしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）  
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
インフルエンザの予防接種につきましてはこれまでも65歳以上の方は1,500円という形で町として補助をしておるところでございます。検討につきましては小学生とか幼児についてインフルエンザ、これはコロナだったからということではございませんけれども、インフルエンザ対応としまして子供さんの対応につきまして町として今回といいますか対応するという進め方で取り組んできたところでございます。今回は65歳という方につきましてはこれまでどおりの形でインフルエンザ受けていただくようにという考え方で進めてまいりました。

議 長 （高平聡雄君）  
藤巻博史君。

1 3 番 (藤巻博史君)

ほかの自治体に合わせる必要がないと言えない話ではあるんですけども、コロナ、私お聞きしているのはコロナというよりインフルのことでお聞きしているんですけども、コロナ対策にもつながるという意味でお聞きをしております。そういう中ですけども、大和町においては65歳以上の方についての検討されたかどうかですけども、方については従来どおりというとりあえず確認だけさせていただきたいと思います。よろしいですね。いうことの、はい、わかりました。

議 長 (高平聡雄君)

お待ちください。町長から答弁があります。浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

議員お話しのとおり、今回といいますか大和町としましては65歳以上の方につきましてはこれまでどおりの形でお願いといいますかインフルエンザを受けていただきたいと思いますと考えております。

議 長 (高平聡雄君)

藤巻博史君。

1 3 番 (藤巻博史君)

始まっている話ですのでこれ以上話は進めないようにしたいと思っております。続きまして、若干これも私も間違った質問したというふうに思っております。というのは、PCR検査の費用についてでございますが、実は私もPCRを受けまして、そういう中で何がしかの払っておりますという言い方ちょっとあれですけども、ここに書いてあります行政検査の費用というのは無料ということでございます。それで、私のは何だったんだろうということで若干藤巻の話をさせていただきたいと思います。まず、病院に行く、かかる要件というんですか、発熱が続くこと、それからだるさがあることというのがございます。若干外れていたわけですけども、私も別な症状があったので病院、大きい病院、個人の病院というんですか医院にかからせていただきました。その際には事前にこういうことなのでという連絡を入れておきますと病院の中には入れてくれなくて、駐車場で受付になって駐車場で診察になって駐車場で支払いまでということでございました。その中でその病院から

受診相談センターに連絡を入れていただいて、その受診相談センターと連絡を取って指定の医療機関でPCRを受けるという余りこういう経験なさる方いないかなと思って若干こんな話をさせていただきました。そういう中で、今度指定の医療機関に行っても駐車場で受け付けをして、駐車場で鼻をぐりぐりとして帰ってくる。後ほど、その当日ではないんですけども後日に支払いをするという中で支払いが生じたわけでございます。それでそのことについて今回質問させていただこうということでその部分を無料にならないのかという質問をさせていただいたところでございます。何で間違っていたかということ、その病院の初診料というんですけどか、今言い方忘れたんですけども、それが私に請求が来たということで、医療費そのものはただというか全額行政での負担という中身をきちんと私も精査しないでやったところでございますが、ということでこの回答にありますように保健所が判断した場合には基本はかからないということになっておりました。こういう質問した上でこんな発言して申し訳ないんですけども、そういう中でございますが、ただ、今回質問するに当たりましてこの中では若干症状がない人でも心配だから自己判断で受けるというのは行政検査に支障が出る可能性があるという書き方、答弁にはあるわけですけども、私もそうですけども町、普通の医療機関を心配な方は普通の医療機関を診察して、その上で先ほど申しまして受診相談センターですか、そういったものに的確に受診したほうがいいです。これは逆に言うと私が知らないだけなのかどうかあれなんですけれども、そこら辺の今特にコロナという中でございますのでそういった無料というのをそんなに宣伝する必要があれかもしれないですけども、そこら辺のことについてのご見解をお願いしたいと思います。

議長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

今藤巻議員さんお話しのとおり、やり方といいますか方法につきましてはまずかかりつけ医なりそういったところに連絡をするということで、そこから紹介をする。そのケースにつきましては行政検査という形になるということでございます。PRといいますかそういったことで金が、そういったやり方で形をやればお金がかかりませんということのPRという意味なんでしょうか。そういった制度がまだ浸透していないわけではないと思いますけれども、そういったものをきちっと伝えるとい

うことは大事なことだと思っています。ただ、個人でやる場合にはどうしても個人といえますか今PCR検査をする機関についてまだ全てでやっているわけではないようでございまして、この機関の固有名詞といえますか病院名とかというのは我々も聞かせられていない、なっていないところでございます。それは病院等の中でやって、一定のところの集まったり混雑したりしないと。そういった症状のある方を優先に検査をしましょうという今の段階の配慮だと思っております。将来的には全部やれるようになるのかもしれませんが、現段階その途中といえますかそういう状況でございまして、今はそういった形での対応の中で可能性のあると言ったら変ですけれども病状のある方を優先にというやり方もやむを得ないのではないかと私は思っているところでございます。お答えになったかどうかわかりませんが、以上でございます。

議長（高平聡雄君）

藤巻博史君。

1 3 番（藤巻博史君）

私も医療機関の名前は出さないように質問をさせていただいております。ということで、ただ、若干そういう意味ではオブラートにくるんだようなお話しのおさせ方、仕方をさせていただいておりますけれども、先ほど申しましたコロナかなという言い方もあれですけれども、自分の中で心配であるという方については積極的に普通のというんですかご近所の病院にというんですかそういったことについては町としてもぜひ案内というんですかしていただければと思います。

2件目に移させていただきます。2件目、学校への影響、学校運営への影響はということで質問をさせていただきます。冬休みは年末年始の行事などを家庭で体験するよい機会とされております。また、受験生の追い込みの時期でもあります。子供の権利条約には休む、あるいは遊ぶ権利ということを定めております。そういう中で冬休みは12日間とされました。年度初めの臨時休校、あるいは消毒のための休校などの遅れ回復のめどはというのが1件目。

それから2件目として、教員による消毒作業などがあり、今後中学ではまた進路指導の作業が冬休み中に行うと聞いております。そういう中で勤務時間の管理は十分かということでございます。よろしく申し上げます。

議長（高平聡雄君）

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは藤巻議員さんのご質問にお答えします。よろしくお願いします。

次に、学校運営への影響はについてのご質問にお答えします。初めに冬休みを12日間とした大きな理由といたしましては、年度初めの34日間に及んだ臨時休業分の子供たちの学習の遅れを取り戻すこと、また、今後想定される感染症や自然災害等での臨時休業を余儀なくされた場合の新たな授業時数の確保という点から3日間の短縮を決定いたしました。各学校ではこれまで子供たちの学習の遅れを取り戻すため、行事の見直しを含めた教育課程の再編成を行い学習時間を生み出すため様々な工夫をしてまいりました。また、工夫だけでは取り戻せない時間を補う必要があることから夏休みを15日間短縮し、時数の確保にも努めてまいりました。その成果もあり、どの学校も現在計画している時数で学習していけばおおむね年度末までに当該学年で学習する内容を履修できる見込みとなっております。また、各学校においてはこのコロナ禍においても遅れを取り戻すための学習だけではなく感染症対策に十分留意しながら時間を生み出し、子供の一生の思い出になるような様々な行事を実施し、豊かな心と健やかな体を育成する教育活動も実施しております。冬休みを短縮した3日分を時数の確保や子供たちの心と体の育成を目的に有効に活用していきたいと考えております。また、年末年始の家庭での体験は大変重要であり、今年もぜひ子供たちには12日間の冬休みの中でよい経験をしてほしいと考えております。

次に教員の勤務時間の管理についてであります。まず消毒作業については文部科学省から通知されている学校の新しい生活様式V e r . 4 という衛生管理マニュアルにのっとり実施しております。このマニュアルでは通常の清掃活動の中で新型コロナウイルス対策に十分効果がある家庭用洗剤を用いて実施して差し支えないと記載されており、以前より教員の負担は軽減されるようになりました。大勢がよく触れるドアノブや手すり、スイッチは消毒しておりますが、教員の負担にならないよう大規模校に関してはシルバー人材センターの方に消毒をお願いしております。また、冬休み短縮による勤務時間の管理ですが、教員は冬休みも出勤日であり、例年はこの時期にウインタースクールを実施したり並行して進路指導の作業を行ったりと冬休みに出勤して行っております。今回は授業日となるものの、各学校では見通しを持って進路事務を進め閉庁日にはしっかり休みを取って心身を休めていただくことになっております。今後も校長の意見を踏まえ、新しい生活の中で児童生徒、

教職員に寄り添った対応を行ってまいりたいと考えております。

議 長 （高平聡雄君）

藤巻博史君。

1 3 番 （藤巻博史君）

今回、質問をさせていただいたのは私的になんですけども、前社会文教の常任委員会でございましたが今は外れたんですけども気になるという言い方で本来委員会であれば報告があるようなことをあえて一般質問にさせていただいたところがございます。そういう中で、まず1点目のことでございますが、ざっと計算いたしますと34日休んでこんな単純ではない話だと思うんですけども夏休み15日、それから冬休み18の3日ですか、差し引き16日多分不足するのcaという中で様々な工夫の中でというふうに推察するところがございますが、そういう中でそれ以上は聞きようがないんですけども、もう一度子供たちの学習の進行というものについては大丈夫だということでお答えいただければと思います。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

本当にご心配なことは重々承知をしております。それで、教育委員会としまして10月に1度、各学校の履修状況、3月までの見通し状況、それから教科指導への対応等の調査をしております。それを受けて校長会の役員会を開きまして、そしてこの状況でいけば履修は可能だということを考えておりましたが、各学校心配なところがあるわけですね。それで冬休みを使えないものかということを考えている学校もございました。それで10月末に各学校に対して3日間の休日、休みを増やすということを通知しました。最近、また調査をいたしまして各学校の履修状況を確認しましたら、全ての学校で3月までには履修完了の予定であるということの報告を受けておりますので、これまで2回調査をし、そのような状況の回答が返ってきております。

議 長 （高平聡雄君）

藤巻博史君。

1 3 番 (藤巻博史君)

先ほども申しましたように、委員会の中でなかなか聞けない話ということで若干質問をさせていただいたところでございます。

2 要旨目ですけれども、そういう中でもし概算でも出るのであれば教職員の勤務時間というのは例年との比較というんですか、そういったものがもしなされているのであればお知らせいただければと思います。

議 長 (高平聡雄君)

暫時休憩します。再開は午後 1 時 35 分とします。

午後 1 時 2 9 分 休 憩

午後 1 時 3 6 分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

それではお答えしたいと思います。教職員の勤務時間については毎月月例報告という形で受けております。昨年度と比べますと同等かやや減少ぎみだという状況がありまして、各校長先生方が働き方改革を受けて大分工夫されておるようです。そういう面で昨年よりも増えているという状況はないようです。

議 長 (高平聡雄君)

藤巻博史君。

1 3 番 (藤巻博史君)

減っているということで、逆に言えば安心したというところでございます。時間だけではなく教育界の方に聞くと掃除とか結構大変だとかという話はあるんですけれ

ども、それにしてもトータルの中でそういうことであればぜひそういう運営という  
んですか、本当にコロナの中で大変な中だと思うんですけども、ぜひとも子供た  
ちに安心な環境で、それから学習を続けさせていただければと思います。以上で終  
わります。

議 長 (高平聡雄君)

以上で藤巻博史君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後1時50分とします。

午後1時38分 休 憩

午後1時49分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

- 
- 日程第 3 「議案第84号 大和町病後児保育施設条例」
  - 日程第 4 「議案第85号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する  
条例」
  - 日程第 5 「議案第86号 大和町地区計画区域にないおける建築物の制  
限に関する条例」
  - 日程第 6 「議案第87号 大和町税条例等の一部を改正する条例」
  - 日程第 7 「議案第88号 令和2年度大和町一般会計補正予算」
  - 日程第 8 「議案第89号 令和2年度大和町国民健康保険事業勘定特別  
会計補正予算」
  - 日程第 9 「議案第90号 令和2年度大和町介護保険事業勘定特別会計  
補正予算」
  - 日程第10 「議案第91号 令和2年度大和町後期高齢者医療特別会計補  
正予算」
  - 日程第11 「議案第92号 令和2年度大和町下水道事業特別会計補正予  
算」



- 日程第12 「議案第93号 令和2年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」
- 日程第13 「議案第94号 令和2年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」
- 日程第14 「議案第95号 令和2年度大和町水道事業会計補正予算」
- 日程第15 「議案第96号 指定管理者の指定について（大和町ダイナヒルズ公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」
- 日程第16 「議案第97号 指定管理者の指定について（大和町緑地等利用施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」
- 日程第17 「議案第98号 指定管理者の指定について（大和町七ツ森陶芸体験館の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」
- 日程第18 「議案第99号 指定管理者の指定について（大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」
- 日程第19 「議案第100号 指定管理者の指定について（大和町都市公園条例に基づく施設）」
- 日程第20 「議案第101号 黒川地域行政事務組合規約の変更について
- 日程第21 「議案第102号 黒川地域行政事務組合財産の処分について

議長（高平聡雄君）

日程第3、議案第84号大和町病後児保育施設条例から日程第21、議案第102号黒川地域行政事務組合財産の処分についてまでを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長（小野政則君）

それでは議案書3ページをお願いいたします。

議案第84号 大和町病後児保育施設条例です。

こちらの条例につきましては、現在黒川病院敷地内で建設をしております病後児保育施設の条例となります。

それでは、第1条では設置目的を規定するものでございます。

第2条では名称及び位置を規定するもので、第1号で名称を大和町病後児保育施設、第2号で位置を大和町吉田字北谷地1番地の1と規定するものでございます。

第3章では事業内容を規定するもので、第2項では事業の委託に関する事項を規定しているものでございます。

第4条については利用定員を規定するもので、規則により定めるものとしております。現在3名を予定しております。

第5条につきましては施設の休所日を規定するもので、第1号で土曜日及び日曜日を、第2号で祝日を、第3号では年末年始とするものと規定しております。

第6条については施設の利用時間を規定するもので、午前8時から午後6時までとするものでございます。

第7条につきましては対象児童を定めるもので、対象児童は1歳から小学校3年生までとするもので、第1号、第2号のいずれにも該当する児童としているものでございます。

議案書4ページをお願いします。

第1号では医師から病後児保育の利用が可能とされた児童で、第2号では家庭で保育ができない児童を規定するものでございます。

次に、第8条では利用期間を定めるもので、1疾病につき休所日も含めて連続とする7日間を限度と規定するものでございます。

続いて第9条では利用の登録を規定するもので、あらかじめ登録するものでしているものでございます。

第10条では利用の許可を定める規定で、第2項にはその許可に条件をつける規定でございます。

第11条では利用の制限を定める規定となりまして、第1号では利用定員を超過している場合、第2号では感染の恐れがある場合、第3号については症状が重く入院や加療が必要な場合、第4号ではその他適当でない場合を規定するものでございます。

次に第12条については利用の許可の取り消しについての規定となりまして、第1号では対象児童の要件がなくなった場合、第2号では症状が変化し施設で対応ができない場合、第3号についてはその他適当でない場合を規定するものでございます。

議案書5ページをお願いいたします。

第13条では利用料について規定しております。下段の別表にて規定をし、生活保護世帯については無料とし、それ以外の世帯については1日2,000円とするものでございます。第2項については給食等の実費相当額についても負担をする規定とし、第3項については納期を定めるものでございます。

第14条につきましては規則に委任をする規定とするものです。

附則としまして、1では施行期日を定めるものとしまして、2については準備行為につきまして条例の施行前にも行えるものとしているものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

税務課長千葉喜一君。

税務課長（千葉喜一君）

議案書の6ページをお願いいたします。

議案第85号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

今回の一部改正につきましては令和2年9月4日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い国民健康保険税の減額に係る所得の基準について基礎控除額相当分の基準額を現行の33万円から43万円に引き上げる等の規定の整備を行うものでございます。

内容につきましては、低所得者に対する国保税の軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得につきまして令和3年度の個人住民税課税の見直しにおきまして給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ10万円の振り替え等が行われることによりまして国保税の負担水準に不利益が生じないよう、被保険者の所得等について見直しを行うものでございます。

改正条文につきましては国保税の減額を定めました第23条の改正となるものでございます。（1）の第1号は7割軽減の基準を定めたものでございまして、基準額を現行の33万円から43万円と改めるものでございまして、括弧書き以降の内容につきましては給与所得者につきましては現行の収入金額が65万円未満までは所得金額が生じなかったものでございますが、基礎控除が10万円引き上げられたことから収入金額が55万円を超えることとなりますと給与所得が生じるものでございます。公的年金等につきましては65歳未満の方であれば現行の70万円から60万円、65歳以上の方につきましては120万円から改正によりまして110万円を超えますと雑所得が生じることとなるものでございますので、所得金額が給与所得、公的年金の雑所得につきましては改正によりまして10万円増えることになることに伴いまして軽減を判定する際には給与所得者等の数に以上の場合にあつては43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に引き上げになった10万円を加算して判定するものとしまして、現行の基準と同等になるよう改正するものでございます。

7ページに係ります（2）の第2号は5割軽減を定めたもの、（3）の第3号につきましては2割の軽減の基準を定めたものでございまして、同様の改正となるもの

でございます。

附則につきましては公的年金等に係る所得に係る国保税の課税の特例の文言等の整理を行うものでございます。

8ページの附則でございます。第1条の施行期日につきましては、この条例は令和3年1月1日から施行するものでございます。第2条の適用区分はこの条例による改正後の大和町国民健康保険税条例の規定は令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

続きまして、議案書9ページをお願いいたします。併せまして、議案説明資料議案第86号関係をご用意をお願いいたします。

議案第86号 大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

大和町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

今回の改正につきましては、現在宮城県土地開発公社で造成工事中であります大和リサーチパーク北地区の大和リサーチパーク北整備計画区域に係ります住居表示につきまして、既に整備をされております大和リサーチパークの住居表示と同様にテクノヒルズとするため令和2年6月19日付で住居表示が先行されたことによりまして、今回条例の改正をお願いするものでございます。

説明資料9ページをお願いいたします。

こちら赤実線で記載しております区域が大和リサーチパーク北整備計画区域でございます。次に薄く赤色着色区域が造成区域となり、今回変更の対象となる区域でございます。なお、整備計画区域内で着色されていない部分につきましては既存住宅区域としまして住居表示の変更は行わず、現行どおりとするものでございます。

議案書にお戻りをお願いいたします。

以上の説明によりまして別表第1の区域のうち小野字前沢を削除しテクノヒルズを

追加するものでございます。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

税務課長千葉喜一君。

税務課長 (千葉喜一君)

議案書の10ページをお願いいたします。

議案第87号 大和町税条例の一部を改正する条例でございます。

令和2年3月31日に公布されました所得税法等の一部を改正する法律による租税特別措置法の改正により国税における利子税等の割合の見直しが行われたところでございます。それに合わせ、同日に公布された地方税法等の一部を改正する法律により地方税法等が改正され、地方税における延滞金及び還付加算金の割合等の見直しが行われ、今回国税の改正に合わせ特例基準割合の用語等の見直しを行うものでございます。

改正部分につきましては、附則の第3条の2及び第4条の下線が引かれました「特例基準割合(当該年の前年に)」を延滞金特例基準割合(平均貸付割合)とし、次に「の規定により告示された割合を規定する平均貸付割合(以下、この条において特例基準割合摘要年と言う)」を削除し、当該特例基準割合摘要年をその年と改めるものでございます。なお、12ページの第2条大和町後期高齢者医療に関する条例の一部改正から第3条の大和町国民健康保険資金貸付基金条例の一部改正、13ページの第4条大和町介護保険条例の一部改正、14ページにかかります第5条大和町下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例の一部改正及び第6条の大和町農業集落排水処理施設の分担金に関する条例の一部改正につきましても同様の改正となりますので、よろしく願いいたします。

15ページの附則でございます。

この条例は令和3年1月1日から施行するものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

財政課長菊地康弘君。

財政課長（菊地康弘君）

それでは議案書の16ページをお願いいたします。併せまして別冊の歳入歳出補正予算事項別明細書第7号につきましてもご準備をお願いいたします。

議案第88号 令和2年度大和町一般会計補正予算（第7号）でございます。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出それぞれ1億1,462万2,000円を追加いたしまして予算の総額を162億5,696万5,000円とするものでございます。予算補正の款項の区分につきましては17ページから18ページの第1表によるものでございます。詳細は後ほど事項別明細書にてご説明をさせていただきます。

第2条でございます。債務負担行為の補正につきましては追加でございます。第2表によるものでございます。

第3条地方債の補正につきましては追加及び変更でございます。第3表によるものでございます。

それでは19ページをお願いいたします。

第2表債務負担行為補正でございます。追加でございます。表の上に事項、期間、限度額の記載がございます。19ページから26ページまで全部で93事項の債務負担の設定をお願いするものでございます。債務負担行為につきましては今年度中に契約締結等をいたしまして、令和3年度開始早々から業務等を行う事業でございます。事項、期間、限度額の説明につきましては数が多くなってございますのでそれぞれの説明は割愛をさせていただきますが、表の上段、中央の期間の欄でございますが、令和2年度から3年度までと記載している事項が90件でございます。そのほか、令和2年度から4年度以降と記載している事項が23件でございます。

続きまして27ページをお願いいたします。

第3表地方債補正で、追加でございます。起債の目的の欄の緊急浚渫推進事業債は準用河川山田川の土砂堆積の浚渫工事及び測量設計業務に充当するものであります。令和2年度に創設されまして、地方財政措置は充当率100%で元利償還金に対する普通交付税措置率が70%となっております。限度額は2,100万円で工事費のほか測量設計費でございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては掲載のとおりでございます。

28ページをお願いいたします。

こちらは変更でございます。起債の目的の欄の一般事業債の限度額を3億8,970万円から990万円減額変更いたしまして、補正後の額を3億7,980万円とするものでご

ざいます。内容につきましては当初で準用河川山田川の土砂浚渫の工事費をこちらで計画いたしました。27ページ目でご説明いたしました交付税措置のある緊急浚渫事業債に変更いたしましたものであります。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては掲載のとおりでございます。

それでは、別冊の事項別明細書第7号の3ページをお願いいたします。

初めに、2の歳入でございます。

1款1項2目法人につきましては収入済み額のうち歳出との見合いによりまして6,291万9,000円を追加するものであります。

14款1項3目災害復旧費分担金1節農林水産業施設災害復旧分担金につきましては昨年の台風第19号で農地災害復旧費の受益者負担金を新たに増額計上するものであります。

15款1項2目民生使用料1節ひだまりの丘使用料につきましてはコロナ禍によりましてひだまりの湯を使用中止としたことによる減額であります。

16款2項1目総務費国庫補助金1節個人番号カード交付事業費補助金につきましては社会保障税番号制度システムのシステム改修に要します費用を増額するものであります。同じく6節の特別定額給付金給付事務費補助金及び次の7節特別定額給付金給付事業費補助金につきましては当該事業に要しました人件費等の確定により575万3,000円の減額と、申請者の確定により給付金840万円を減額するものであります。続きまして、2目の民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金につきましては地域少子化対策重点推進事業費はコロナ禍で婚活イベントの回数が減ったことによる減額と、保育対策総合支援事業費はコロナ禍で保育園等に50万円の補助がございますが、新たにたいわっこ保育園が補助金申請をいたしたことによる増額で、合わせまして3万6,000円の減額となるものであります。同じく5節の高齢者医療制度円滑運営事業費補助金につきましては税制改正によります基幹システム改修費につきまして後期高齢者医療付加業務改修分への増額であります。次の6目教育費国庫補助金の5節社会教育費補助金につきましては東日本大震災による被災者支援総合交付金として放課後子供教室などの事業に対して580万円を増額するものであります。

17款2項4目農林水産業費県補助金1節農業費補助金につきましては取組面積の確定により18万6,000円を追加するものであります。9目災害復旧費県補助金1節農地等災害復旧事業補助金につきましては台風第19号で農業施設等に被害を受けた方への支援として1,968万9,000円を新たに計上するものであります。10目商工費県補助金1節新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金につきましてはゴールデンウイ-

ク前後に休業および時短営業の事業者への協力金で、額の確定によりまして1,500万円を減額いたすものであります。

17款3項1目総務費委託金4節統計調査費委託金につきましては工業統計調査費のほか3事業につきまして、事業費の確定または見込みによりまして合わせて83万8,000円を減額いたすものであります。

18款1項2目利子及び配当金につきましてはふるさと応援基金の利子であります。

19款1項4目ふるさと寄附金につきましては寄附者の数が見込みより増えておりますことから増額するものであります。

22款5項3目雑入につきましてはコロナ禍で事業中止等によります各種教室及び大会参加料の24万8,000円の減額と、その他収入につきましては後期高齢者医療給付金の前年度実績額の確定に伴う精算金で1,932万6,000円の増額でございまして、合わせて1,907万8,000円を増額するものであります。

23款1項3目土木債につきましては準用河川山田川の土砂浚渫事業でございまして、2節の一般単独事業債では工事費の990万円を減額いたし、3節の緊急しゅんせつ推進事業債に工事費と測量設計費として2,100万円を増額変更するもので、合わせまして1,110万円を増額するものであります。

歳入は以上でございまして、よろしく願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)

総務課長千坂俊範君。

総務課長 (千坂俊範君)

それでは事項別明細書6ページをお願いいたします。

歳出でございまして。

1款1項1目議会費につきましては人件費の調整を行うものでございまして。人件費の調整に当たりましては人事院勧告の反映、手当支給要件の異動、休職休業等の調整を行った結果の補正額となるものでございまして。

続きまして、2款1項1目一般管理費でございまして。1節につきましては病気休暇等により欠員が生じます期間に対応するため会計年度任用職員任用のための追加でございまして。3節のうち、時間外勤務手当につきましては源泉徴収票支払調書関係の事務に係る部分を追加措置いたすものでございまして。

7ページをお願いいたします。



7節につきましては行政区長の謝礼のうち世帯割の増加に対応するため追加をお願いいたすものでございます。8節につきましては会計年度任用職員の通勤費でございます。18節につきましては宮城黒川地方町村会の会費を減額するものでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため事業費の中止等によるものでございます。2目文書広報費でございます。10節につきましては大型プリンターのインク代の追加をお願いするもの、11節は郵便後納料金の不足見込みを追加するものでございます。17節につきましては紙折り機が経年劣化で頻繁に紙詰まりを起すようになりましたので、更新のための経費を計上するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長 （千葉正義君）

続きまして、6目企画費でございます。今回の補正につきましては歳入で説明しましたふるさと寄附金の額を当初予算3,600万円を4,200万円と見込みまして、その調達に係る経費の補正、そして総合計画策定に係ります人件費の補正、さらに新型コロナウイルス感染症に係ります事業縮小等に対応することによりまして加入団体の負担金等の減額補正をお願いするものでございます。

初めに、3節は総合計画策定に係ります町職員で組織しますプロジェクトプランニングチームの会議を勤務時間外での開催としておりますが、会議の回数増に伴います委員、事務局職員の時間外勤務手当でございます。7節はふるさと寄附額に係ります寄附申出者への返礼品、11節はふるさと納税ポータルサイトへの広告料とクレジットカード決済の手数料、12節はふるさと納税促進業務の委託料につきまして寄附額600万円増とすることに伴いましてそれぞれ増額と補正するものでございます。18節は新型コロナウイルス感染症の関係で、こちらに記載の団体におきまして本年度の負担金会費を徴収しないこととされたことによりまして減額するものでございます。

8ページの補助金は吉田鶴巣地区の子育て支援住宅への入居者へ対するものでございまして、入居時奨励金は全ての部屋の入居が見込まれることによりまして実績見込みでの減額、子育て応援奨励金は家賃納付に対してのものでございまして、年度の下半期につきましては翌年4月に交付することといたしておりますことから実績

額により減額いたすものでございます。24節は今回ふるさと寄附金を収入4,200万円と見込み、その寄附に係ります調達経費を差し引いた額と基金利子分を合わせまして積立額を306万1,000円増額いたしまして合わせまして1,762万6,000円をふるさと応援基金へ積立てるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 （高平聡雄君）

暫時休憩します。再開は午後2時30分とします。

午後2時20分 休 憩

午後2時30分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長千坂俊範君。

総務課長 （千坂俊範君）

引き続き、8ページの7目をご覧いただきたいと思います。その前に、先ほど1款議会費の際、人件費を説明させていただいたわけなんですけれども、2款以降につきましても同様の理由による場合は説明を省略させていただきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、7目電子計算費でございます。18節につきましては地方公共団体情報システム機構に対します事務委任交付金でございます。国費分を今回追加措置いたすものでございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 （高平聡雄君）

危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長 （児玉安弘君）

次に、10目無線放送施設管理費につきましては電波法第73条第1項の規定によります防災行政無線移動系鶴巢中継局についての定期検査に要する業務委託料165万円の

補正予算をお願いするものでございます。以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

総務課長千坂俊範君。

総務課長 （千坂俊範君）

それでは13目諸費につきましては財源の調整となっております。14目特別定額給付金給付事業費でございます。1節から18節につきまして減額ということでございますけれども、特別定額給付金の給付事業執行の経費が確定したことによりましてそれぞれの費目を減額させていただくものでございます。なお、最終的な給付率につきましては99.8%となっております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

税務課長千葉喜一君。

税務課長 （千葉喜一君）

続きまして、2項町税費1目税務総務費でございます。3節の職員手当等につきましては人件費の調整分と申告相談業務等に要する費用といたしまして149万8,000円の時間外勤務手当の補正をお願いするものでございます。

9ページをお願いいたします。

2目賦課徴収費の12節委託料につきましては住民税費から293万7,000円を減額いたしまして管理徴収費内になります滞納管理システムへの税制改正システムの改修費への事業費間の調整を行うものでございます。22節でございます。過日の全協で報告をさせていただきました固定資産税の課税誤りに要します額及び法人税等月割移動処理によります税額変更に伴う還付金、還付加算金の補正をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

まちづくり政策課長千葉正義君。

まちづくり政策課長 （千葉正義君）

続きまして、5項1目統計調査費でございます。本年10月1日を期日として実施いたしました国勢調査におきましては町での調査が終了いたしまして、現在宮城県におきまして精査中でございます。速報人口の公表につきましては令和3年6月が予定されております。

それでは初めに1節につきましては国勢調査の調査員120人、指導員19人の報酬及び6月に実施いたしました工業統計調査調査員の報酬額の確定によりまして増額をお願いするものでございます。3節は国勢調査事務に係ります職員の時間外勤務手当の増額をお願いするものでございます。10節は国勢調査のコロナウイルス感染症対策といたしまして国からの指示によりまして調査員、指導員へ衛生用品代、マスク・消毒液、そういうのを調査員に購入してもらう、その代わりとして消耗品代として1調査区当たり510円を支払うものでございます。12節は国勢調査の施設等特別調査区の委託額の確定によるもの、13節は国勢調査に当たり住宅地図使用に係ります著作権使用料が不要となったことによりましてそれぞれ減額いたすものでございます。よろしくお願ひします。

議 長 (高平聡雄君)

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

それでは10ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費でございます。18節につきましては大和町遺族会運営費補助金でございますが、今年度新型コロナ禍による活動自粛のため、補助申請がなかったもので今回10万7,000円の減額となります。27節につきましては国民健康保険事業勘定特別会計への操出金でございます。人件費調整などに伴う追加の金額でございます。2目老人福祉費につきましては老人福祉総務費が59万3,000円、在宅老人対策費28万7000円の減額、敬老事業費723万円の減額、総額で692万4,000円の減額でございます。7節につきましては敬老会祝宴の中止を伴いますアトラクション謝礼及び敬老者へのお祝い品の精査によります減額でございます。10節につきましては敬老会祝宴中止によります食料費等の減額になります。11節につきましては敬老会開催中止による通知等の通信運搬費の減額になります。18節につきましては各地区で活動しております隣組いきいきサロン、老人クラブ団体からの補助申請による結果によります予算額の減額でございます。19節につきましては80歳以上の敬老者及

び100歳の方々のお祝い金の減額になります。27節につきましては介護保険事業勘定特別会計への人件費、介護給付費、地域支援事業費に関わります操出金の追加をお願いするものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長（櫻井和彦君）

引き続き10ページをお願いいたします。4目障害者福祉費でございます。

11ページをお願いいたします。

3節職員手当でございますが、時間外勤務手当でございます。手当の不足分を補正をお願いするものでございます。22節につきましては令和元年度分の障害者自立支援給付費等の精査に伴いまして償還金が生じたので、所要額の補正をお願いするものでございます。次に5目ひだまりの丘管理費につきましては財源の調整をお願いするものでございます。6目後期高齢者福祉総務費でございます。27節につきましては後期高齢者医療特別会計の人件費調整分の操出金の追加をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

子育て支援課長小野政則君。

子育て支援課長（小野政則君）

続きまして、2項1目児童福祉総務費でございます。22節につきましては令和元年度未熟児医療養育医療費の負担金確定による返還金の予算措置をお願いするものでございます。

事項別明細書12ページをお願いいたします。

4目保育所費10節につきましては病後児保育施設のプロパンガス代、水道料金代、電気代について、12節につきましては病後児保育施設の運営委託につきまして2月分、3月分を予算措置をお願いするもので、18節につきましては新型コロナウイルス感染症対策事業として保育対策総合支援事業補助金で保育所1か所が追加の申込みがあったものです。22節につきましては令和元年度の保育関連の交付金の確定による返還金の予算措置をお願いするものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

健康支援課長櫻井和彦君。

健康支援課長 （櫻井和彦君）

引き続き12ページでございます。

4款衛生費1項保健衛生費の1目の保健衛生総務費でございます。こちらにつきましては新型コロナウイルス感染症対策のために各種事業を中止、あるいは縮小したものが多くございます。その関係の者が主となっておりますので、よろしくお願いたします。1節でございます。新型コロナウイルス感染症感染防止のために事業を中止いたしました健康大和21推進大会等に関わります会計年度任用職員への報酬を減額するものでございます。3節でございますが、時間外勤務手当でございます。手当不足分を補正をお願いするものでございます。7節でございます。事業を中止しました健康大和21推進大会食育推進会議などに関わります委員等の謝金及び出産祝い品贈呈事業の絵本の購入費が確定いたしましたので、それに伴いまして減額をお願いするものでございます。8節でございます。縮小中止いたしました事業に関わります委員等の費用弁償の減額でございます。

13ページをお願いいたします。

10節でございます。縮小中止をいたしました事業に関わります消耗品の減額でございます。11節につきましては同じく中止をいたしました健康大和21推進大会従事者の細菌検査手数料の減額でございます。12節につきましては電子母子手帳の導入及び運用補修契約実績が確定に伴います減額及び中止しました健康づくり地区モデル事業業務委託料の減額でございます。13節でございます。中止をいたしましたふれあい教室遠足のバス借上げ料の減額でございます。27節につきましては水道事業会計及び戸別合併処理浄化槽特別会計への操出金の増額補正をお願いするものでございます。

次に2目予防費でございます。7節につきましてはこちらも事業縮小いたしました地区健康づくり事業に関わります講師謝金の減額でございます。10節でございます。こちらも縮小いたしました地区健康づくり事業及び新型コロナウイルス感染症の影響から今年度は中止をいたしました胃がん・乳がん検診の追加検診関わります消耗品費、それぞれ印刷製本費の減額でございます。11節でございます。中止としました胃がん・乳がんの追加検診に関わります郵送料の減額でございます。よろしくお願いたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

同じく事項別明細書13ページになります。

4款2項1目廃棄物処理費になります。7節報償費はストックヤード環境整備に作業に係る報償金であります。県の最低賃金の単価が改正になったことに伴う不足分をお願いするものでございます。

以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長 （遠藤秀一君）

同じく、5款1項1目農業委員会費につきましては人件費の調整でございます。

14ページをお願いいたします。

2目農業総務費3節は人件費の調整のほか、休日等の有害鳥獣対応等の職員時間外手当を含んでございます。18節は本年度本県で開催予定でありました第40回豊かな海づくり大会が来年となりますことから本年度負担金を減額するものでございます。

3目農業振興費10節及び18節は大和産業祭りを本年度中止したものでございますから減額を行うものでございます。同じく18節は令和元年度台風19号の農業被災特別対策資金利子補給といたしまして被災農家2件の融資資金に対する利子補給を行うものでございます。有害鳥獣被害防止施設補助事業は地区で設置しましたワイヤーメッシュ設置維持等に対する1キロメートル当たり10万円の補助金でございまして、本年度は宮床山田地区5キロメートル分50万円の補助を予算措置するものでございます。

5目農地費は、10節は落合地区の直沢ため池の推移を調整いたしますフロートゲートの破損修繕を行うものでございます。18節補助金農業水利施設等整備事業費は土地改良区が国県の補助を受けまして改修いたします落合地区三ヶ内排水機場の動力減衰機の分解整備、同じ同地区の農業用のパイプラインの送水管の漏水修繕及び鶴巣鳥屋地区の農業用水の揚げ水の水中ポンプでございますけれどもそちらの更新事業の3件でございまして、県が定めますガイドラインに基づく町負担分を措置するものでござい

ます。27節は農業集落排水事業特別会計との財源調整でございます。

6目水田農業対策事業費7節、8節、13節は米の生産調整の現地確認が終了したことによる精算及び毎年行っております水田農業先進地視察研修を中止したことにより減額でございます。

15ページをお願いいたします。

18節補助金です。国等の補助を活用いたしましてJA新みやぎあさひなの水稻部会が取り組んでおります環境保全米の栽培面積が増加したことによる追加措置でございます。

2項1目農業振興費18節につきましては町内の森林活動組織が国の補助事業みんなの森林プロジェクト推進事業により里山整備に取り組むということで国の補助事業の町負担分を計上するというものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長（浅野義則君）

同じく15ページでございます。

6款1項2目商工振興費18節でございますが、融資信用保証料補給金につきましてはセーフティーネットに伴う補給金の限度額を50万円、件数を30件と予定しておりましたが事業開始後、国においても保証料及び利子の補給を開始したことがあり、補給金額及び件数ともに予定より減額となる見込みから減額を、企業立地奨励金につきましては算定基準となる固定資産税額の額の確定によるもの、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金につきましては協力金申請が8月31日をもって終了しましたことによりそれぞれ額が確定しましたので、減額をお願いするものでございます。事業継続応援補助金につきましては予定件数を300件としておりましたが、申請件数が増加の見込みとなることから120件分の増額をお願いするものでございます。

続きまして、3目観光費11節手数料につきましては参加を予定しておりました山形県の花笠まつり、岩手県の石鳥谷まつりが中止になったことによりはんてんのクリーニング代、16ページをお願いいたします、保険料につきましても同まつり参加予定者保険料の減額をお願いするものでございます。13節につきましては同じくまつりの中止によりバスの借上げ料、高速代の減額でございます。18節につきましては島田飴ま



つりが中止になったことにより花嫁道中に対する補助金の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長（江本篤夫君）

続きまして、7款3項1目河川費につきましては財源の組み替えでございます。

4項2目下水道費の27節につきましては、下水道事業特別会計への操出金をお願いするものでございます。

17ページをお願いいたします。

5項1目住宅管理費の14節につきましては町営住宅蔵下2号棟のガス供給事業者より地中埋設用ガス管からのガス漏れ報告があり、既存予算によりましてその原因となりました地中埋設管を閉止し、代わりに1階建物壁面部にガスボンベを設置し建物内入り込みガス管の新設工事によりましてガス漏れを解消し、安全を確保したところでございます。その際、補修部分から1階床下部分を通り建物内パイプスペースまでの間のガス管の老朽化が見受けられましたので、当該部分の入替え工事に要します費用のほか壁面部に設置しましたガスボンベ周辺の安全対策としてのネットフェンス設置に要します費用をお願いするものでございます。

2目子育て支援住宅建設費の11節につきましては宮床地区に整備いたします子育て支援住宅4棟分の建築確認申請手数料に要します費用をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

危機対策室長児玉安弘君。

総務課危機対策室長（児玉安弘君）

続きまして、8款消防費1項3目消防施設費につきましては18節宮床地区子育て支援住宅造成工事に合わせまして消火栓を設置するための負担金165万円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）

教育総務課長文屋隆義君。

教育総務課長 （文屋隆義君）

続きまして、9款1項2目事務局費の3節時間外勤務手当は不足分の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長 （高平聡雄君）

生涯学習課長瀬戸正昭君。

生涯学習課長 （瀬戸正昭君）

続きまして、18ページをお願いいたします。

4項1目社会教育総務費でございます。人件費の調整のほか、国庫補助金被災者支援総合交付金によります財源組み替えを行うものでございます。

よろしくお願ひいたします。

議 長 （高平聡雄君）

公民館長村田晶子さん。

公民館長 （村田晶子君）

同じく、18ページでございます。

2目公民館費でございます。7節報償費であります。青少年・成人・女性教育事業費、芸術文化事業費、図書室運営費の事業実施に伴う講師謝礼、ショウシキンの額改革確定による減額であります。次に、10節需用費であります。講師用研修用お茶代と協力者昼食代、ポスターやチラシ等事業実施に伴う額確定による減額であります。11節役務費であります。連絡用はがきと移動研修の国内旅行保険の事業実施に伴う額額堤による減額であります。12節委託料につきましては町民文化祭の中止に伴い大ホール使用の音響照明操作の増員に要する委託料の減額でございます。13節使用料及び賃借料であります。町婦人会移動研修会おたっしゃクラブ移動研修会のバス賃借料と有料道路通行料金の減額でございます。

次に4目まほろばホール管理運営費でございます。10節需用費でございますが、施設内での経年劣化や故障による修繕等になります。修繕項目につきましては地下湧き水ポンプ交換、空調冷却水カップリングバルブ、大ホールクセノンスポットライト修繕に要するものでございます。12節委託料であります。業務委託は駐車場等伐採業務、舞台機構等操作業務、総合管理等業務の額確定によるものでございます。駐車場周辺の生け垣剪定に要するものでございます。施設備品管理委託は舞台照明、舞台音響、舞台機構設備等保守点検、大ホール用ピアノ保守点検、まほろばホール警備業務の額確定による減額と、大ホール客席の抗菌コーティングを追加で実施する経費を調整するものでございます。17節備品購入費でございますが、体温検知器顔認証カメラの額確定によるものと、医療医務室設置用冷蔵庫が経年劣化によるコンプレッサーの破損により修理不能となり新規で購入をするものでございます。それぞれお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（高平聡雄君）

農林振興課長遠藤秀一君。

農林振興課長（遠藤秀一君）

それでは19ページをお願いいたします。

続きまして、10款1項1目農業用施設災害復旧費でございます。18節補助金につきましては昨年10月の台風19号で被災しました3件の農家の農業用施設等の復旧を国などの補助事業を活用して復旧するものでございまして、町を經由して個人それぞれ3名の方に補助金を支出するものでございます。

以上でございます。

議長（高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長（阿部昭子君）

続きまして、議案書29ページをお願いいたします。

議案第89号 令和2年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）  
でございます。

令和2年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによるものでございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,866万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,283万2,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分は第1表によるものでございます。

第2条といたしまして、債務負担行為につきましては31ページの第2表によるものでございます。

31ページ目をお開きください。

債務負担行為につきましては国民健康保険事業実績報告及び調整交付金交付申請書作成システム保守業務から生活習慣病重症化予防事業システム保守業務までの5事業をお願いするもので、期間は国民健康保険給付システム賃貸借が令和2年度から7年度までで、そのほかは全て令和2年度から令和3年までとしてそれぞれの起債の限度額となっているものでございます。

事項別明細書の40ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目国庫補助金につきましては災害等臨時特例補助金の交付決定により30万2,000円を増額補正するものでございます。中身といたしましては新型コロナウイルス感染症対策としての国保税減免に対する補助となっております。

6款1項1目一般会計繰入金につきましては人件費の調整による一般会計からの繰入金として79万円を増額するものであります。同じく、2項1目財政調整基金繰入金につきましてはその他の財源補填分として財政調整基金からの繰入金として2,062万2,000円を増額補正するものでございます。

7款1項1目繰越金につきましては前年度からの繰越金確定により5,695万5,000円を増額補正するものでございます。

次に歳出につきましてご説明申し上げます。

事項別明細書41ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費につきましては166万3,000円を増額補正するものでございまして、その内訳といたしましては3節から8節は枝番保険証付交付事業に係る時間外手当等の増額を含みます人件費の調整分としての増額、10節につきましては保険証変更時に送付いたしますパンフレット購入代として12万3,000円の増額、12節につき

ましては国保給付システム更新に係る業務委託料として71万5,000円の増額をお願いするものでございます。

2款保険給付につきましては一般被保険者療養給付費が7,000万円の増額、高額療養費500万円の増額となっております。どちらも今後の給付見込みによる増額を行うものでございます。

41ページから42ページをお開きください。

3款国民健康保険事業費納付金につきましては保険税分の宮城県への納付金額の確定により増額補正をお願いするものでございます。

42ページから43ページをご覧ください。

7款1項1目と3目につきましては、税務課から説明のありました課税誤りによります還付金41万円と、過去に遡及しての国保資格の喪失に係ります還付金を合わせまして141万3,000円と、それらに係ります加算金を増額補正するものでございます。同じく2目につきましては、令和元年度検診事業等の実績確定による交付金の返還分として37万5,000円の増額となっており、それらの補正をお願いするものでございます。

以上になります。よろしくお願ひいたします。

議長 (高平聡雄君)

暫時休憩します。再開は午後3時15分とします。

午後3時02分 休憩

午後3時13分 再開

議長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの説明について訂正説明があります。町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 (阿部昭子君)

失礼いたしました。先ほどの令和2年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算の説明の際に7款諸支出金をご説明申し上げる際に目を間違えて説明してしまいましたので、おわびして訂正させていただきます。

7款1項1目と先ほど3目ということで還付金の説明をさせていただきましたが、

正しくは1目と4目につきまして税務課からの説明のありました課税誤りによります還付金41万円と過去に遡及しての国保資格の喪失に係ります還付金を合わせての141万3,000円、それから4目につきましてはそれらに関わります加算金の増額補正ということになりまして、同じく先ほど2目ということでご説明申し上げました償還金につきましては3目になりますのでおわびして訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

議長 (高平聡雄君)

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)

続きまして、議案書32ページをお願いいたします。併せまして別冊大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書第2号の49ページにつきましても併せてご準備のほどをお願いいたしたいと思っております。

議案書のほうからご説明いたします。

議案第90号 令和2年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)でございます。

令和2年度大和町の介護保険特別勘定補正予算(第2号)は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条としまして歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,803万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,553万4,000円とするものでございます。

第2項といたしまして歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分の金額並びに補正額の歳入歳出予算の金額につきましては33ページの第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

次に債務負担行為の補正でございます。

第2条といたしまして、債務負担行為の追加は第2表債務負担行為補正によるものでございます。

34ページをお開き願いたいと思っております。

34ページの第2表債務負担行為補正をお願いするものでございます。

債務負担行為の追加をお願いする項目につきましては、介護保険システムプログラム保守業務から安心コールセンター業務までの5項目でございます。令和3年4月1

日から業務等が開始される事項につきまして本年度中に発注行為を行うものであり、期間及び限度額につきましては記載のとおりでございます。

それでは、事項別明細書の50ページをお開き願いたいと思います。

歳入でございます。

3款1項1目介護保険給付金の1節につきましては、現年分の介護給付金に係ります国保負担金467万9,000円を追加するものでございます。3款2項1目調整交付金の1節につきましては現年度分の介護給付金に関わります調整交付金123万7,000円を追加するものでございます。同じく、2目地域支援事業交付金の1節につきましては現年度分の地域支援事業に関わります交付金26万8,000円を追加するものでございます。同じく、3目保険者機能強化推進交付金319万7,000円の1節につきましては本年度の交付金額の内示がありましたので追加の補正をするものでございます。同じく、4目保険者努力支援交付金の1節につきましては本年度の交付額の内示もございましたので、合わせて追加するものでございます。5目介護保険事業費補助金170万円の1節につきましては介護保険システム改修事業に対する補助金として追加するものでございます。

4款1項1目介護保険給付費負担金の1節につきましては、現年度分の介護給付金に関わります社会保険診療報酬支払基金からの交付金631万7,000円を追加するものでございます。2目地域支援事業交付金の1節につきましては、現年度分の地域支援事業に関わります社会保険診療報酬支払基金からの交付36万3,000円を追加するものでございます。

5款1項1目介護給付費負担金の1節につきましては、現年度分の介護給付費に関わります県負担金292万5,000円を追加するものでございます。

51ページをお願いいたします。

5款3項1目地域支援事業交付金の1節につきましては、現年度分の地域支援事業に関わります県補助金16万8,000円を追加するものでございます。

7款1項1目一般会計繰入金116万8,000円につきましては、一般会計からの介護給付費職員人件費及び地域支援事業費に関わります町の法定負担分12.5%の繰入金をそれぞれ減額及び追加するものでございます。7款2項1目財政調整基金繰入金288万6,000円につきましては財政調整基金からの繰入金を追加するものでございます。

続きまして、52ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費642万8,000円の3節から4節につきましては人件費の調整

の23万4,000円及び時間外勤務手当92万1,000円の追加をお願いするものでございます。12節につきましては令和3年度制度改正に対応する介護保険システム改修業務489万5,000円、介護保険台帳システム改修業務33万円を追加するものでございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付費の18節につきましては介護サービス給付金に要します負担金の本年度上期実績から試算いたしまして、本年度執行見込みになります追加をお願いするものでございます。2款2項1目高額介護サービス等費の18節につきましては高額介護サービス等費に要します負担金の本年度上期の実績から試算しまして、本年度執行見込みによります追加をお願いするものでございます。

4款1項1目介護予防生活支援サービス事業費につきましては介護予防に関わります訪問介護サービス費、通所介護サービス費、介護予防ケアマネジメント事業費に要します負担金の本年度上期実績から試算いたしました本年度見込みによります追加をお願いするものでございます。

53ページをお願いいたします。

4款3項3目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費312万8,000円の減額でございますが、2節から4節につきましては人件費調整の減額299万5,000円及び時間外勤務手当13万3,000円の追加をお願いするものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

町民生活課長阿部昭子さん。

町民生活課長 （阿部昭子君）

続きまして、議案書の35ページをお願いいたします。

議案第91号 令和2年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和2年度大和町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,547万6,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表によるものでございます。



第2条につきましては、債務負担行為をお願いするものでございます。

37ページをお願いいたします。

37ページ、2表によるものでございます。債務負担行為といたしまして宮城県後期高齢者医療広域健康診査業務をお願いするものでございまして、期間は令和2年度から令和3年度までとし、限度額は569万9,000円でございます。

事項別明細書60ページをお願いいたします。

歳入でございます。

3款1項1目事務費繰入金につきましては、一般会計からの繰入金を96万3,000円を減額するものでございます。

4款1項1目繰越金につきましては、前年度からの繰越金確定により97万1,000円を増額補正するものでございます。

歳出でございます。

1款1項1目一般管理費につきましては人件費の調整に伴い増額するものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

上下水道課長蜂谷俊一君。

上下水道課長（蜂谷俊一君）

続きまして、議案書38ページをお願いいたします。事項別明細書につきましては64ページ以降となります。

議案第92号 令和2年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

令和2年度大和町の下水道事業特別会計補正予算は次に定めるところによるものでございます。

第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,474万4,000円を追加し歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億4,580万9,000円とするものであります。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額については39ページの第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条地方債の補正であります。地方債の変更は第2表地方債補正によるものでござ

ございます。

40ページをお願いします。

第2表地方債補正、変更であります。起債の目的として流域下水道事業で補正前限度額1,200万円を補正後1,740万円に変更するものであります。昨年の台風19号により被災しました流域下水道施設について災害復旧工事を行っており、その工事に係ります町の負担分であります。起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

事項別明細書65ページをお願いします。

歳入であります。

3款国庫支出金1項1目下水道費国庫補助金につきましては公共下水道事業ストックマネジメント雨水部門の修繕改築計画策定業務を県からの指導に基づき前倒しにより行うための補助金であります。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金につきましては人件費の調整のほか、公共下水道事業の雨水修繕改築策定業務、流域下水道維持管理負担金及び昨年度台風19号における流域下水道施設の災害復旧工事の県債負担金で、不足します額をお願いするものであります。

7款町債1項1目下水道債については流域の災害復旧工事に係る借入れを行うものであります。

66ページ、歳出であります。

1款土木費1項1目一般管理費3節、4節につきましては人件費の調整に伴うもの、10節につきましてはマンホールポンプ等の電気料金について不足します額を、15節については大平第1マンホールポンプ場の親子蓋購入費用を、18節につきましては流域下水道の維持管理負担金で使用量増に伴い所要額をお願いするものであります。

続きまして、2項1目建設費であります。3節、4節については人件費の調整に伴うもの、12節につきましては歳入でも説明させていただきました公共下水道ストックマネジメント事業の雨水についての修繕改築計画策定業務を行うもので、内容については本年度当初業務において簡易的調査判定を行い、当補正の業務については緊急度の順位付けを行い、5か年の改築計画を策定するものであります。続きまして18節については昨年度の台風19号によります流域下水道施設の災害復旧工事に伴うもので、繰越工事となったことにより本年度における負担金をお願いするものであります。大和大平ポンプ場及び大郷ポンプ場並びに北部幹線流量計の復旧がございました。大郷ポンプ場、北部幹線流量計については修繕の範囲であり、国庫負担に伴う災害復旧

工事でありました。大和大平ポンプ場の発電設備の復旧工事に対します負担金であります。

続きまして、2款公債費1項2目利子については財源調整に伴うものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

続きまして、議案書41ページをお願いします。

議案第93号 令和2年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）であります。

令和2年度大和町の農業集落排水事業特別会計補正予算は次に定めるところによるものであります。

第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ25万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,915万7,000円とするものであります。

2項といたしまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は42ページ第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条債務負担行為の補正であります。債務負担行為の追加は第2表債務負担行為補正によるものであります。

43ページをお願いします。

第2表債務負担行為補正、追加であります。事項記載の農業集落排水施設汚泥引き抜き運搬業務について、令和3年4月1日から業務を行おうとするもので、必要な事務処理を年度内に行うこととなることから期間を令和2年度から3年度までとし、記載の限度額をお願いするものであります。

事項別明細書71ページをお願いします。

歳入であります。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金については、一般管理費において不足します額をお願いするものであります。

歳出であります。

1款農業集落排水事業費1項1目一般管理費で3節、4節はいずれも人件費の調整に伴うもの、12節につきましてはポンプの不具合等が発生してございます中原ポンプ場のマンホールポンプのオイル交換に要します費用をお願いするものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

続きまして、議案書44ページをお願いします。

議案第94号 令和2年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）であります。

令和2年度大和町の戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算は次に定めるところによるものであります。

第1条歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ36万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,417万2,000円とするものであります。

2項としまして、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額は45ページの第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条債務負担行為の補正であります。債務負担行為の追加は第2表債務負担行為補正によるものであります。

46ページをお願いします。

第2表債務負担行為補正、追加であります。事項として合併処理浄化槽の管理業務及び清掃業務についていずれも令和3年4月1日から業務を行おうとするもので、必要な事務処理を年度内に行うこととなることから期間を令和2年度から令和3年度までとし、それぞれ記載の限度額のとおりお願いするものであります。

事項別明細書76ページをお願いします。

歳入であります。

4款繰入金1項1目一般会計繰入金については人件費の調整に伴い一般会計からの繰入金であります。

続きまして、歳出であります。

1款合併処理浄化槽費1項1目一般管理費の3節、4節及び2項1目合併処理浄化槽建設費の3節、4節につきましてはいずれも人件費調整に伴うものであります。

以上であります。よろしくをお願いします。

続きまして、議案書47ページをお願いします。

議案第95号 令和2年度大和町水道事業会計補正予算（第3号）になります。

第1条総則です。令和2年度大和町水道事業会計の補正予算は次に定めるところによるものであります。

第2条収益的収入及び支出であります。令和2年度大和町水道事業会計予算第3所に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。1款水道事業収益に716万4,000円を追加し、合計を9億3,394万6,000円とするもので、2項営業外収益にも同額を追加し合計を2億378万3,000円とするものであります。

続きまして、支出であります。1款水道事業費用に279万2,000円を追加し9億2,208万2,000円に、1項営業費用にも同額を追加し9億498万8,000円とするものであ

ります。

次に3条資本的収入及び支出であります。予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入であります。1款資本的収入に165万円を追加し、合計1億7,556万4,000円とするもので、3項負担金にも同額を追加し合計2,270万4,000円とするものであります。

続きまして、支出であります。1款資本的支出に165万円を追加し合計を3億7,781万2,000円、1項建設改良費にも同額を追加し合計を3億1,191万4,000円とするものであります。

続きまして48ページ、第4条債務負担行為であります。予算第5条に定めた債務負担行為の事項、期間及び限度額を次のとおり補正するものであります。

追加であります。事項記載の水道事業庁舎宿日直業務外3件について令和3年4月1日から業務を行おうとするもので、必要な事務処理を年度内に行うこととなることから各業務それぞれ記載の期間、限度額のとおりお願いするものであります。

続きまして、第5条議会の議決を経なければ流用することができない経費であります。予算第7条に定めた経費の金額を次のように定めるものであります。

(1) 職員給与費で4,671万4,000円と改めるものであります。

続きまして、第6条他会計からの補助金であります。予算第8条中、営業助成のため一般会計からのこの会計へ補助を受ける金額について1億2,264万1,000円を1億2,772万6,000円と改めるものであります。

事項別明細書82ページをお願いします。

令和2年度大和町水道事業会計補正予算内訳書であります。収益的収入及び支出であります。

初めに収入になります。

1款水道事業収益2項1目他会計補助金については簡易水道事業管理費及び人件費実績見合いに伴います508万5,000円の増額を、3目開発負担金207万9,000円についても実績見合いにより増額補正をお願いするものであります。

次に支出であります。

1款水道事業費用1項1目上配水費、節の手当て、法定福利費、賞与引当金繰入額でいずれも人件費の調整によるものでございます。修繕費については備考記載のとおり、宮床2号配水池次亜塩素注入設備改修工事を行うもので、現在2基の注入設備がでございます。うち、1基が経年劣化に伴い薬品を注入できない状況となっているため新しく交換するものであります。

続きまして、2目総がかり費、節の旅費については水道技術管理者資格取得のための旅費でありまして、東京会場で行われます学科資格研修については当初予算で予定させていただいておりましたが、実地研修先がコロナ感染症等により県内の受入れがなく日本水道協会から福島県郡山市水道局においての研修となる通知を受けましたので、その不足します額をお願いするものであります。

続きまして83ページをお願いします。

資本的収入及び支出であります。

収入になります。1款資本的収入3項1目、節の負担金については宮床地区子育て支援事業に伴います消火栓設置負担金165万円であります。

支出の1款資本的支出1項1目、節の管工事費についても支援住宅事業に伴います消火栓設置工事費をお願いするものであります。

以上であります。よろしくをお願いします。

議 長 (高平聡雄君)

暫時休憩します。再開は3時55分とします。

午後3時43分 休 憩

午後3時53分 再 開

議 長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長 (浅野義則君)

次に、議案書49ページをお願いいたします。

議案第96号 指定管理者の指定についてでございます。

併せまして、別冊議案第96号から第99号関係説明資料指定管理者の指定についての1ページをご参照願います。

議案第96号指定管理者についてご説明申し上げます。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

1 として、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称はダイナヒルズ西部公園、ダイナヒルズ展望公園の2施設でございます。

説明資料の1ページをお願いいたします。

施設の名称につきましては先ほどご説明申し上げました2施設でございます。位置につきましては記載のとおりであります。

2の指定管理者となる団体の名称は団体名が株式会社大和町地域振興公社であり、代表者名および所在地は記載のとおりでございます。

3の指定管理機関につきましては令和3年4月1日から令和6年3月31日までで、前回と同じ期間の3年間でございます。

4の募集方法につきましては非公募でございます。

5の非公募の理由であります。ダイナヒルズ公園は現在株式会社大和町地域振興公社が指定管理者として受託管理を行っておりますが、当団体につきましては町有施設の管理を数多く受託し地域の活力を活用しながら良好な管理を行ってきております。これまでの公園管理を通じて得た知識と経験により施設の安全な維持管理を行い、町民の潤いの場、良好な緑化環境などを提供できる団体であると認められ、これまでの実績等からも町の求める水準を十分満たし、今後も安定的な維持管理が期待できますことから当団体の指定管理者候補者に選定することが最も適切かつ妥当と判断し大和町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により非公募としたものでございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

6の選定経過につきましては、令和2年10月23日に開催いたしました大和町公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会におきまして現在の指定期間全体を通じた管理運営に関し総合的評価を行い、次期の指定管理者選定方法につきましては前記の理由により非公募としたものでございます。選定に当たりましては大和町公の施設に係る指定管理者制度運用取扱要綱に基づきまして総合評価の結果及び関係書類等を基に選定委員会におきまして各委員会が選定基準により評価を行い、その評価点が町の求める水準を満たしておりますことから指定管理者の候補者として選定したものでございます。

7の評価結果につきましては記載のとおりでございますが、配点25点満点のうち選定基準の15点以上になっているものでございます。

8の指定管理者候補者選定委員会の構成につきましては、副町長を委員長といたしまして11名でありましたが、本案件の指定管理者の候補者が株式会社大和町地域振興

公社でありますことから記載の10名での選定委員会となったものでございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

9の指定管理料の見込み額につきましては166万2,000円でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

次に、議案書50ページをお願いいたします。

議案第97号 指定管理者の指定についてでございます。

併せまして、説明資料の4ページをお開き願います。

議案第97号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

1としまして、指定管理者の管理を行わせる公の施設の名称は七ツ森ふれあいの里でございます。

説明資料の4ページをご参照願います。

施設の名称につきましては七ツ森ふれあいの里でございます。位置につきましては記載のとおりであります。

2の指定管理者となる団体の名称は、団体名が株式会社大和町地域振興公社であり代表者名及び所在地は記載のとおりでございます。

3の指定期間につきましては令和3年4月1日から令和6年3月31日までで、前回と同じ期間の3年間でございます。

4の募集方法につきましては非公募でございます。

5の非公募の理由であります。七ツ森ふれあいの里は現在株式会社大和町地域振興公社が指定管理者として受託管理を行っておりますが、当団体は町有施設の管理を数多く受託し、地域の活力を活用しながら良好な管理を行ってきております。これまでの公園管理を通じて得た知識と経験により施設の安全な維持管理を行い町民の潤いの場、良好な緑化環境などを提供できる団体であると認められ、これまでの実績等からも町の求める水準を十分満たし、今後も安定的な維持管理が期待できますことから当団体を指定管理者候補者に選定することが最も適切かつ妥当と判断し、大和町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により非公募としたものでございます。

6の選定経過でございますが、説明資料の5ページをお願いいたします。

令和2年10月23日に開催いたしました大和町公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会におきまして現在の指定期間全体を通じた管理運営に関し総合的評価を行い、



次期の指定管理者の選定方法につきましては前記の理由により非公募としたものでございます。選定に当たりましては大和町公の施設に係る指定管理者制度運用取扱要綱に基づきまして総合評価の結果及び関係書類等を基に選定委員会におきまして各委員が選定基準により評価を行い、その評価点が町の求める水準を満たしておりますことから指定管理者の候補者として選定したものでございます。

7の評価結果につきましては記載のとおりでございますが、配点25点満点のうち選定基準の15点以上になっているものでございます。

8の指定管理者候補者選定委員会の構成につきましては副町長を委員長としまして11名でありましたが、本案件の指定管理者の候補者が株式会社大和町地域振興公社でありますことから記載の10名での選定委員会となったものでございます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

9の指定管理料の見込み額につきましては169万9,000円でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

次に、議案書51ページをお願いいたします。

議案第98号 指定管理者の指定についてでございます。

併せまして、説明資料の7ページをお願いいたします。

議案第98号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

1としまして、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は七ツ森陶芸体験館でございます。

説明資料の7ページをご参照願います。

施設の名称につきましては七ツ森陶芸体験館でございます。位置につきましては記載のとおりであります。

2の指定管理者となる団体の名称は、団体名が百窯の里七ツ森ノ陶芸体験館管理会であり、代表者名、住所、所在地は記載のとおりでございます。

3の指定期間につきましては令和3年4月1日から令和6年3月31日までで、前回と同じ期間の3年間でございます。

4の募集方法につきましては非公募でございます。

5の非公募の理由であります。七ツ森陶芸体験館は現在百窯の里七ツ森陶芸体験館管理会が指定管理者として行っておりますが、当団体は開館当初から陶芸の指導と体験の管理運営のために設立された組織体であり、これまでの指定管理者としての実

績等からも町の求める水準を十分満たし、今後も安定的な維持管理が期待できますことから当団体を指定管理者候補者に選定することが最も適切かつ妥当と判断し、大和町の公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により非公募としたものでございます。

6の選定経過でございますが、説明資料の8ページをお開き願います。

令和2年10月23日に開催いたしました大和町公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会におきまして現在の指定期間全体を通した管理運営に関し総合的評価を行い、次期の指定管理者の選定方法につきましては前記の理由により非公募としたものでございます。選定に当たりましては大和町公の施設に係る指定管理者制度運用取扱要綱に基づきまして総合評価の結果及び関係書類を基に選定委員会におきまして各委員が選定基準により評価を行い、その評価点が町の求める水準を満たしておりますことから指定管理者の候補者として選定したものでございます。

7の評価結果につきましては記載のとおりでございますが、配点25点満点のうち選定基準の15点以上になっているものでございます。

8の指定管理者候補者選定委員会の構成につきましては、副町長を委員長といたしまして記載の11名でございます。

説明資料の9ページをお願いいたします。

9の指定管理料の見込み額につきましては271万2,000円でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

次に、議案書52ページをお願いいたします。

議案第99号 指定管理者の指定についてでございます。

併せまして、説明資料の10ページをお開き願います。

議案第99号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

1としまして、指定管理者に管理を行わせる公の施設は四十八滝運動公園でございます。

説明資料の10ページをご参照願います。

施設の名称につきましては四十八滝運動公園でございます。位置につきましては記載のとおりであります。

2の指定管理者となる団体の名称は団体名が株式会社大和町地域振興公社であり、代表者名、所在地は記載のとおりでございます。

3の指定期間につきましては令和3年4月1日から令和6年3月31日までで、前回と同じ期間の3年間でございます。

4の募集方法につきましては非公募でございます。

5の非公募の理由であります。四十八滝運動公園は現在株式会社大和町地域振興公社が指定管理者として受託管理を行っておりますが、当団体は町有施設の管理を数多く受託し、地域の活力を活用しながら良好な管理を行ってきております。これまでの管理運営を通して得た知識と経験により施設の安全な維持管理を行い、町民の憩いの場、良好な緑化環境などを提供できる団体であると認められ、これまでの実績等からも町の求める水準を十分満たし、今後も安定的な維持管理が期待できますことから当団体を指定管理者候補者に選定することが最も適切かつ妥当と判断し、大和町公の施設に係る指定管理者指定手続等に関する条例第5条第1項の規定により非公募としたものでございます。

6の選定経過でございますが、説明資料の11ページをお願いいたします。

令和2年10月23日に開催いたしました大和町公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会におきまして現在の指定期間全体を通じた管理運営に関し総合的評価を行い、次期の指定管理者の選定方法につきましては前記の理由により非公募としたものでございます。選定に当たりましては大和町公の施設に係る指定管理者制度運用取扱要綱に基づきまして総合評価の結果及び関係書類等を基に選定委員会におきまして各委員が選定基準により評価を行い、その評価点が町の求める水準を満たしておりますことから指定管理者の候補者として選定したものでございます。

7の評価結果につきましては記載のとおりでございますが、配点25点満点のうち選定基準の15点以上になっているものでございます。

8の指定管理者候補者選定委員会の構成につきましては、副町長を委員長といたしまして11名でありましたが、本案件の指定管理者の候補者が株式会社大和町地域振興公社でありますことから記載の10名での選定委員会となったものでございます。

説明資料の12ページをお開き願います。

9の指定管理料の見込み額につきましては387万2,000円になります。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（高平聡雄君）

都市建設課長江本篤夫君。

都市建設課長 （江本篤夫君）

続きまして、議案書53ページ及び議案第100号関係説明資料をお願いいたします。

議案第100号 指定管理者の指定についてでございます。

本町の公の施設に係る指定管理者として下記の団体を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設名称でございます。東下蔵公園から鶴巢ふるさと公園までの29公園5緑地の合計34施設でございます。

2 指定管理者となる団体の名称は株式会社大和町地域振興公社でございます。

3 指定の期間でございます。令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3か年とするものでございます。

説明資料1ページをお願いいたします。

1の施設の名称につきましてはこちらの記載のとおりでございまして、29公園5緑地の名称、位置を記載してございます。そのうち、21番のもみじヶ丘2号公園、29番の小野東緑地、34番の鶴巢ふるさと公園が新たに加わるものでございます。

2ページをお願いいたします。

2、3につきましては先ほどの説明と重複しますので割愛をさせていただきます。

4 募集方法につきましては非公募としたものでございます。

5 非公募の理由でございます。指定管理をお願いします施設につきましては、現在株式会社大和町地域振興公社が指定管理者として受託管理している施設でございまして、新規追加いたします施設につきましても当団体が別途契約によりまして管理を行ってきております。当団体は公園ごとの特性及び環境等を熟知し、長年培ってまいりました技術や経験は指定管理業務に生かされるものと考えております。このことからこれまでの実績等を踏まえ町の求める水準を十分満たし、今後も安定的な維持管理が期待できますことから当団体を指定管理者候補に選定することが最も適切かつ妥当と判断し、大和町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項により非公募としたものでございます。

6 選定経過でございます。本年10月23日開催の大和町公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会におきまして指定管理者の候補者として選定をしたものでございます。

3ページをお願いいたします。

7 評価結果でございます。5つの評価選定項目により25点満点中選定基準の15点以上となります20.7点という評価となったものでございます。

8 指定管理者候補者選定委員会の構成につきましては記載のとおりでございます。

9 指定管理料の見込み額につきましては3,085万6,000円を見込んでいるものがございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 (高平聡雄君)

暫時休憩します。

午後4時14分 休憩

午後4時15分 再開

議長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

商工観光課長浅野義則君。

商工観光課長 (浅野義則君)

先ほどの指定管理者の指定についてのご説明の中で説明資料がございます。こちらの96号からそれから100号まで、一番最後に見込み額を記載させていただいております。この指定管理料の見込み額につきましては3、4、5と記載してありますが、これは1年間分、1年ごとの金額となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。大変失礼しました。

議長 (高平聡雄君)

総務課長千坂俊範君。

総務課長 (千坂俊範君)

それでは議案書54ページをお願いいたします。

議案第101号 黒川地域行政事務組合規約の変更についてでございます。

議案説明資料の101号関係も併せてご参照いただきたいと思います。

地方自治法第286条第1項の規定によりまして黒川地域行政事務組合規約を別紙のとおり変更することにつきまして、同法第290条の規定により議会の議決をお願いするものがございます。

55ページをお願いいたします。

黒川地域行政事務組合同規約の一部を変更する規約でございます。

変更の内容につきましては説明資料の新旧対照表でご説明申し上げます。資料1ページをお願いいたします。

規約第3条に組合の共同処理する事務を掲げてございますが、このうち13号の適応指導教室の運営に関するものを削り、第14号以下を1号ずつ繰り上げるものでございます。適応指導教室が平成13年度に宮城県から市町村に移管された際に黒川地域では組合の共同する事務といたしましてこれまで運営がなされてきました。令和2年度に全ての構成市町村に心のケアハウス、不登校や不登校傾向にある児童生徒の学校復帰に向けた相談、学習及び心のケアなどを支援する施設でございますけれども、ケアハウスが設置されたところでございます。これを機会に心のケアハウスの機能拡充を図りまして適応指導教室の機能を引き継ぐことの協議が整いましたので、組合の適応指導教室、黒川けやき教室でございます、こちらを令和2年度末で廃止するものでございます。第16条第2項中の変更につきましては第3条で号を繰り上げましたことから第2号の号ずれを改めるものでございます。

2ページをお願いいたします。

6号につきましては廃止により削りまして、第7号を第6号に繰り上げるものでございます。別表第1につきましては表の全部を改めるものでございますけれども、内容といたしましては適応指導教室に係る第13号の項、在籍児童生徒数の欄を削りまして号ずれの部分を変更する内容となっております。

議案書55ページにお戻りください。

附則でございますが、この規約は令和3年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

続きまして、議案書56ページをお願いいたします。

議案第102号 黒川地域行政事務組合の財産処分についてでございます。

地方自治法第289条の規定に基づき黒川地域行政事務組合の共同処理する事務の一部廃止に伴う財産処分に関し、別紙のとおり関係市町村の協議により定めることにつきまして同法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

57ページをお願いいたします。

財産処分に関する協議書でございます。

第1条につきましてはこの協議書の目的でございます。

第2条では処分財産の対象を物品及び事務用品と定め、第3条で処分方法を別表の

とおりに定めるものでございます。

58ページをお願いいたします。

別表でございますが、物品といたしまして記載の25品目及び事務用品の一式の全てを黒川けやき教室が設置されております富谷市に譲与することといたすものでございます。

恐れ入ります。57ページにお戻りをいただきたいと思っております。

第4条では処分の日を令和3年4月1日と定め、第5条は疑義が生じた場合の協議規定でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

以上で議案第84号から議案第102号までの説明を終わります。

お諮りします。

本日はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は明日の午後1時30分です。

ご苦労さまでした。

午後4時23分 延 会